

● ● ● 第2期 ● ● ●
丸森町地域福祉計画

安心して住めるまるもり“まもり愛”
良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”
家族と地域の“たすけ愛”



令和5年3月
宮城県 丸森町

はじめに

我が国は、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展、生活様式の多様化等により地域のつながりが希薄化しつつある中で、地域住民や福祉関係者が相互に連携・協力し、複雑化・多様化する様々な課題に取り組むことが求められています。

また、近年多発している集中豪雨などの自然災害から、町民の生命と財産を守るため、自然災害への備えと発災後の適切な対応も求められています。

このような中、本町では第1期丸森町地域福祉計画の基本理念である「安心に住めるまもり“まもり愛”良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”家族と地域の“たすけ愛”」を第2期計画においても引き継ぎ、「これからもこのまちで暮らしたい」という「安心感」の得られる地域づくりをめざしてまいります。

この計画は、「丸森町総合計画」を上位計画とし、保健福祉に関する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画」、「健康日本21地域計画」などの分野別計画を横断的につなげ、その他関連計画との整合や連携を図りながら取り組んでまいります。

さらに、この計画は、町民の皆様が生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう、一人ひとりの人権を尊重するため、「丸森町成年後見制度利用促進基本計画」も含めた計画としております。

町民の方々が住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者の方まで、障害のある方もない方も、すべての方が自分らしく安心した生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力をいただきました丸森町地域福祉計画策定委員会の皆様、アンケート調査やヒアリング調査に御協力をいただきました町民の皆様、民生委員・児童委員の皆様、地域で活動されている関係団体の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

丸森町長 保 科 郷 雄



●● 目 次 ●●

第1章 地域福祉計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域福祉について	2
第2章 地域福祉を取り巻く現状	9
第1節 丸森町の現況	9
第2節 丸森町の福祉を取り巻く概況	14
第3節 地域福祉の担い手の現状	22
第4節 地域福祉への住民意識	25
第5節 地域福祉にかかる課題整理	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 めざす地域福祉の姿	35
第4章 施策の展開	39
基本目標1 “まもり愛” 安心して安全に住み慣れた地域で暮らすことができる	39
施策1-1 暮らしやすい環境・移動支援等の整備	39
施策1-2 犯罪防止や消費者被害への支援	41
施策1-3 災害時の支援	43
基本目標2 “ささえ愛” 住み慣れた地域で助けあいながら健康な生活を送ることができる	45
施策2-1 福祉や互いを認め合う意識の向上	45
施策2-2 交流の場づくり、社会参加の促進	47
施策2-3 自治会・ボランティア活動などの活性化	50
施策2-4 困りごとを支援につなぐ地域力の向上	53
基本目標3 “たすけ愛” 共に支えあい住み慣れた地域で、元気に暮らすことができる	55
施策3-1 包括的・重層的な支援の構築	55
施策3-2 わかりやすい情報・福祉サービスの提供	60
施策3-3 制度の隙間を埋める支援づくり	62
施策3-4 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）	64
第5章 計画の推進	69
第1節 計画の推進体制	69

資	料	編	71
資料1	策定経過		71
資料2	策定組織		72
1	丸森町地域福祉計画策定委員会設置要綱		72
2	丸森町地域福祉計画策定委員会委員名簿		73
資料3	用語説明		74

第 1 章

地域福祉計画策定にあたって

第 1 章 地域福祉計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

丸森町には、次代を担う子どもたちや、高齢で介護を必要としている人（要介護認定者）、障害のある人（障害者手帳所持者、医療受給者）等、様々な支援を必要とする人たちが一緒に暮らしています。

かつては、こうした支援の必要な人たちを家族や地域社会の相互扶助によって支えてきましたが、近年こうした“支え合い”の関係が失われつつあり、その一方で、少子化、高齢化、核家族化の進展などによって、支援を必要とする人数やケースが飛躍的に増えてきました。

町をはじめ、社会福祉協議会などの関係機関においても、地域の様々な困りごとを抱えている人を支援するために、保健福祉の充実に努めていますが、支え合う担い手の不足や新たな社会問題など、課題が複雑、かつ多様化しており、制度の狭間にあって対応できない事例や、要介護の親と障害の子どもを抱える複合的な事例などに十分に対応できていない、といった新たな課題も浮かび上がってきています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心した生活を送るために、地域に暮らす住民の皆さんがそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくる取り組みです。

令和 4 年度（2022 年度）に地域社会の変化に適切に対応していくため、第 1 期計画を見直し、新たに「第 2 期丸森町地域福祉計画」を策定し、行政をはじめ、地域の様々な主体と互いに協力し合い、福祉課題の解決に向け、地域全体で支え合う地域共生社会をめざします。

第2節 地域福祉について

1 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項(第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

参考までに、社会福祉法第107条に基づく、5つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取り組み(例)

- Ⅰ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など)との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
 - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
 - ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制

タ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備

イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり

ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり

イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進

ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、福祉活動団体、NPO等の社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実

イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備

イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見

ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

さらに、「避難行動要支援者の支援」、「生活困窮者自立支援」についても盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

具体的な取り組み（例）

1 避難行動要支援者の支援に関する事項

○避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等

2 生活困窮者自立支援に関する事項

○生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能等

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本町では丸森町社会福祉協議会において策定します。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、住民や民間団体の社会福祉活動を推進し、地域社会における様々な生活や福祉の課題解決をめざしています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 分野別計画との関係

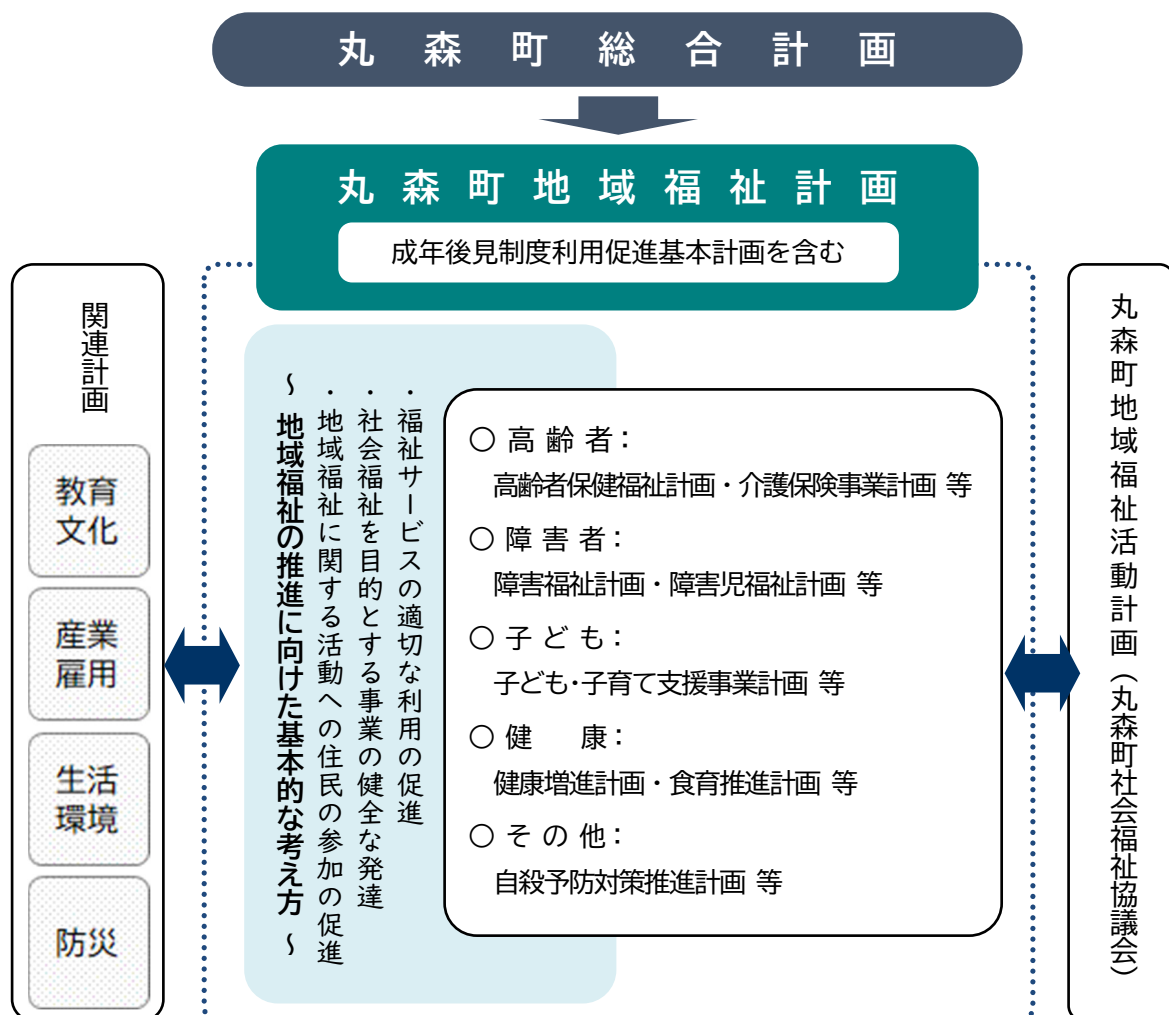
本計画は、本町の最上位計画である「丸森町総合計画」の個別計画として地域福祉を推進するための基本的な考え方を定めています。

また、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、保健福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する上位計画としての役割を担っています。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定します。

なお、計画の推進にあたっては、本町の地域福祉を推進するうえで両輪となる町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



3 関連計画との関係

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための令和 12 年(2030 年)までの国際目標であり、地球上の「誰一人取り残さない」という理念の下、経済・社会・環境をめぐる様々な課題解決に取り組むものです。

宮城県地域福祉支援計画では、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、17 のゴールから、次の6つを関連するゴールとし、多様な主体が連携して(参加型)地域福祉活動に取り組むことで、誰もがその役割を果たし、すべての県民が安心していきいきと暮らせる(包摂性)地域共生社会の実現をめざしています。

本町では、本計画に掲げる取り組みや事業を進めるにあたり、SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

図表 宮城県地域福祉支援計画に関連するゴール

	目標 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う
	目標 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

4 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 5 年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、住民、民生委員・児童委員・地域活動団体への各種調査及び策定委員会を開催し、計画への意見の反映に努めました。

(1) 各種調査の実施

各調査の実施概要は、以下のとおりとなっています。

① 町民アンケート調査

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象：丸森町内にお住まいの18歳以上の方
- 抽 出 方 法：性別、年齢、地域を勘案して、1,000名を抽出
- 調 査 内 容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
- 調 査 期 間：令和4年2月28日～令和4年3月25日
- 調 査 方 法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収数	回収率
1,000票	477票	523票	47.7%

② 民生委員・児童委員、地域活動団体調査

《 調 査 概 要 》

● 民生委員・児童委員

- 調 査 対 象：地域で活動されている民生委員・児童委員
- 調 査 内 容：担当している地区の状況や活動、今後の地域福祉に対する
考えや意見など
- 回 答 数：53票

● 地域活動団体

- 調 査 対 象：地域で活動されている関係団体
- 調 査 内 容：団体の活動や地域との関わり、今後の地域福祉に対する
考えや意見など
- 回 答 数：12票

(2) 丸森町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者などで構成する「丸森町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

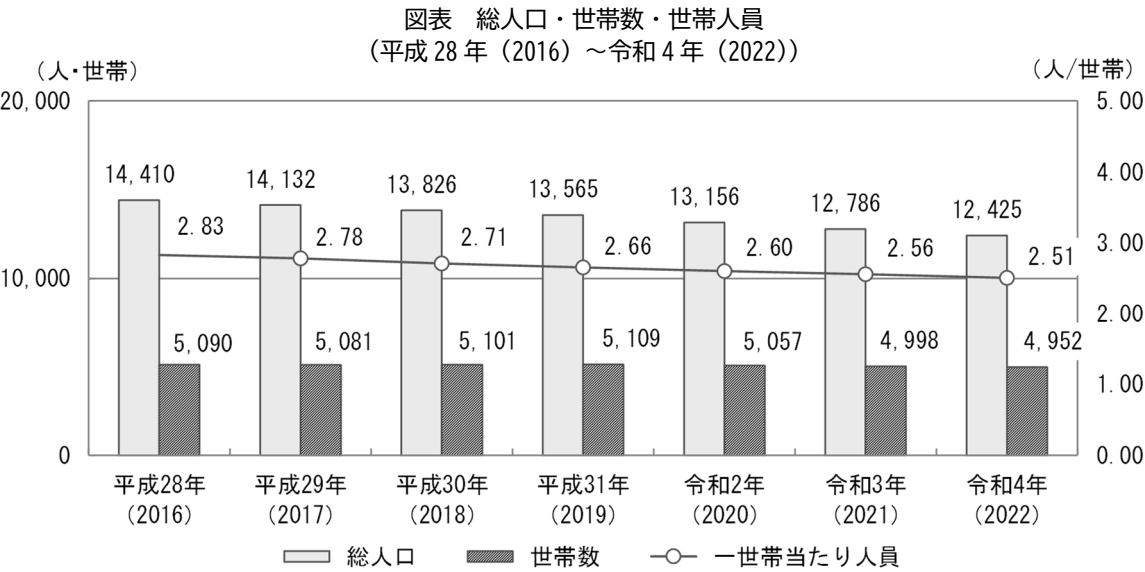
第1節 丸森町の現況

1 人口の推移

(1) 総人口・世帯数・世帯人員

住民基本台帳による近年（平成28年（2016年）～令和4年（2022年））の本町の総人口、世帯数、一世帯当たり人員の推移をみると、令和4年（2022年）3月末における総人口は、12,425人となっており、平成28年（2016年）の総人口と比較すると、約2,000人、13.8%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

世帯数、一世帯当たり人員においては、世帯数の減少傾向、世帯規模の小家族化が進行しています。令和3年（2021年）には5,000世帯を下回り、令和4年3月末の世帯数は4,952世帯、一世帯当たり人員は2.51/世帯となっています。

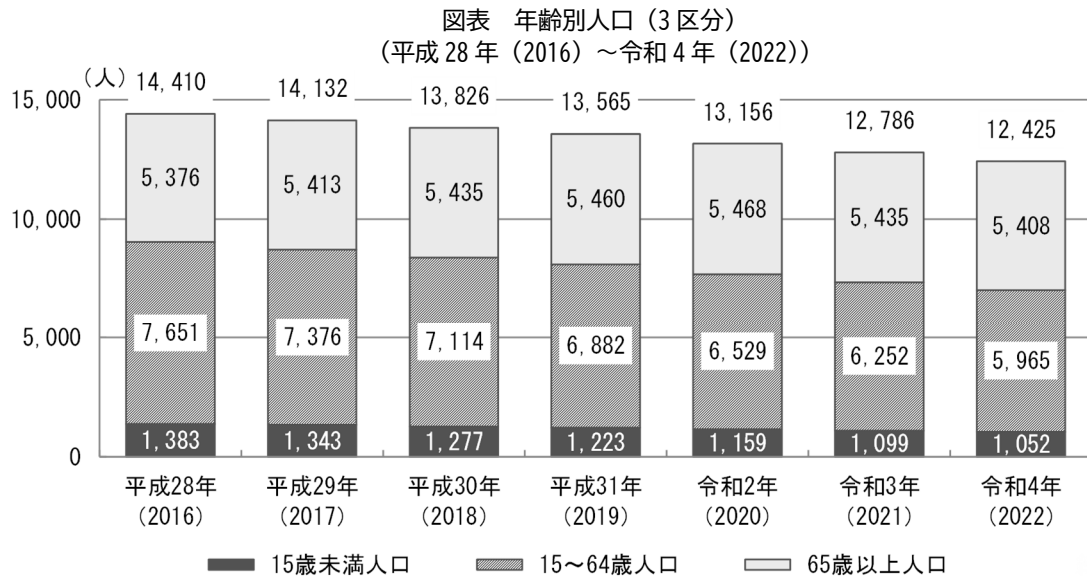


区 分		平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
年 齢 別	総人口 (人)	14,410	14,132	13,826	13,565	13,156	12,786	12,425
	年少人口 (人)	1,383	1,343	1,277	1,223	1,159	1,099	1,052
	生産年齢人口 (人)	7,651	7,376	7,114	6,882	6,529	6,252	5,965
	老年人口 (人)	5,376	5,413	5,435	5,460	5,468	5,435	5,408
世帯数 (世帯)		5,090	5,081	5,101	5,109	5,057	4,998	4,952
一世帯当たり人員 (人/世帯)		2.83	2.78	2.71	2.66	2.60	2.56	2.51

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

(2) 年齢別人口

近年（平成 28 年（2016 年）～令和 4 年（2022 年））の年齢別（3 区分）の推移をみると、令和 4 年（2022 年）の 15 歳未満人口は 1,052 人、15～64 歳人口は 5,965 人と減少する一方で、65 歳以上人口は令和 2 年（2020 年）まで増加推移にありましたが、令和 4 年（2022 年）には 5,408 人となり減少に転じています。各年齢区分で人口の減少が進む中で、高齢化率が上昇し少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳調査（各年 3 月末現在）

図表 （参考）地区別人口

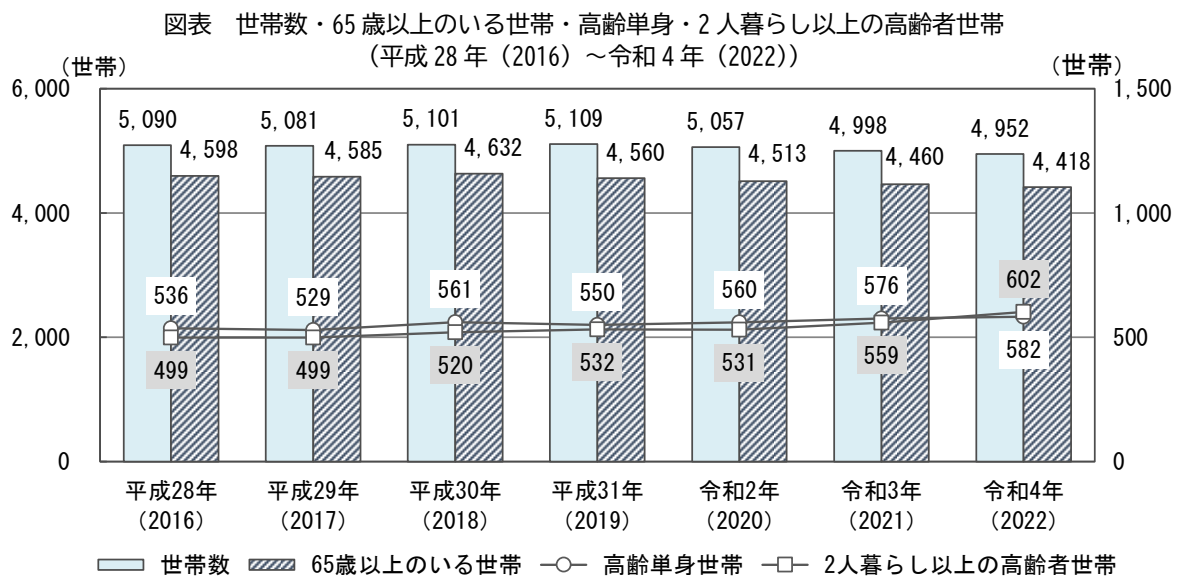
区 分	丸森地区	金山地区	筆甫地区	大内地区	小斎地区	舘矢間地区	大張地区	耕野地区	計
総 計 (人)	3,556	931	479	2,145	883	3,163	705	563	12,425
15 歳未満	369	50	28	127	65	331	55	27	1,052
15～64 歳	1,783	443	179	1,029	409	1,541	334	247	5,965
65 歳以上	1,404	438	272	989	409	1,291	316	289	5,408
前期高齢者	646	211	147	447	225	609	161	143	2,589
後期高齢者	758	227	125	542	184	682	155	146	2,819

資料：住民基本台帳調査（令和 4 年 3 月末現在）

(3) 世帯数・65歳以上のいる世帯・高齢单身・2人暮らし以上の高齢者世帯

前述のとおり、世帯数の減少傾向、世帯規模の小家族化が進行する中で、65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成31年（2019年）より減少推移となり、令和4年（2022年）には4,418世帯、全世帯数の9割（89.2%）を占めています。

一方で、高齢单身、2人暮らし以上の高齢者世帯は増加傾向にあり、令和4年（2022年）の高齢单身世帯は582世帯、2人暮らし以上の高齢者世帯は602世帯となっています。



※網掛けの数値は、2人暮らし以上の高齢者世帯の推移

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
世帯数 (世帯)	5,090	5,081	5,101	5,109	5,057	4,998	4,952
65歳以上のいる世帯	4,598	4,585	4,632	4,560	4,513	4,460	4,418
2人暮らし以上の高齢者世帯	499	499	520	532	531	559	602
高齢单身世帯	536	529	561	550	560	576	582
全世帯に占める65歳以上の世帯割合 (%)	90.3	90.2	90.8	89.3	89.2	89.2	89.2

資料：住民基本台帳・保健福祉課（各年3月末現在）

図表 (参考) 地区別世帯数

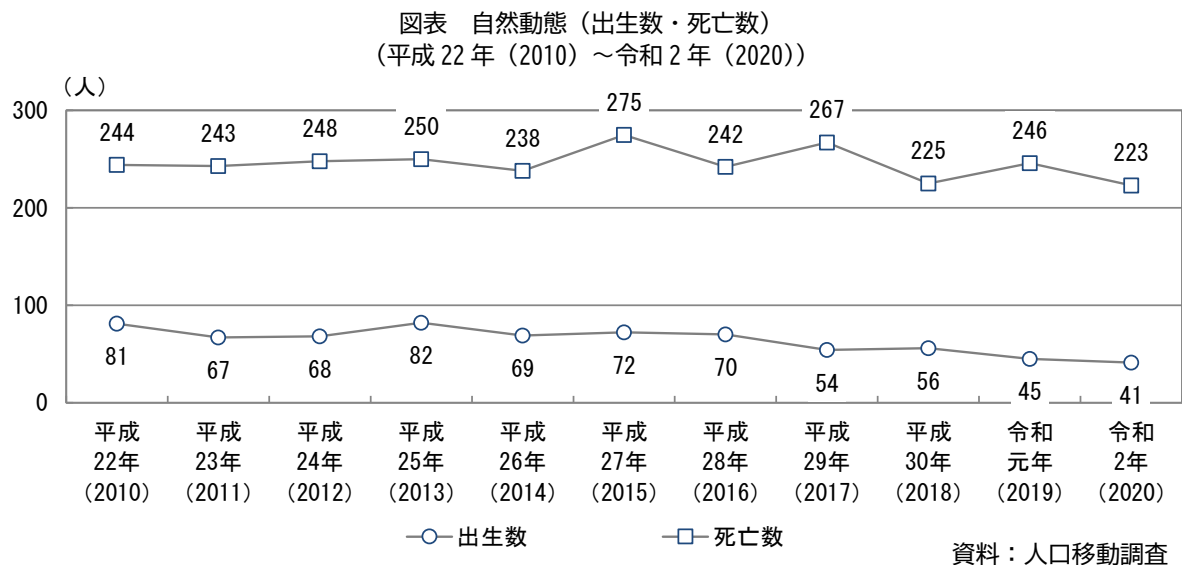
区 分	丸森地区	金山地区	筆甫地区	大内地区	小斎地区	館矢間地区	大張地区	耕野地区	計
世帯数 (世帯)	1,385	395	233	822	334	1,281	268	234	4,952
2人暮らし以上の高齢者世帯	128	54	51	105	32	139	50	43	602
高齢单身世帯	183	49	47	87	38	112	37	29	582
高齢单身世帯比 (%)	13.2	12.4	20.2	10.6	11.4	8.7	13.8	12.4	11.8

資料：保健福祉課（令和4年3月末現在）

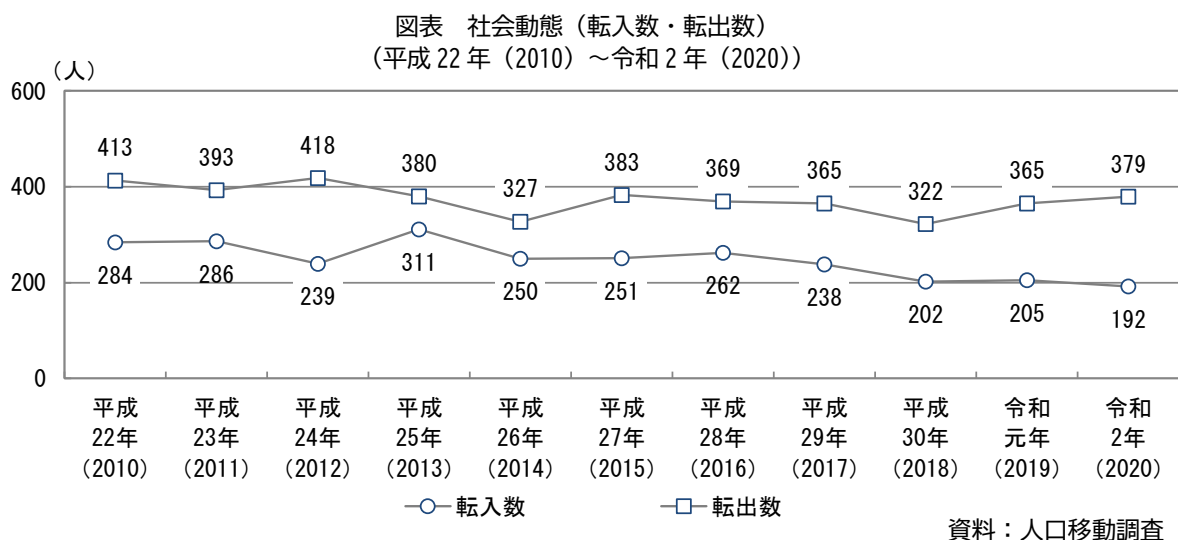
2 人口移動

平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）までの人口移動の状況をみると、自然動態（出生・死亡）については死亡者数が出生者数を上回る推移が続き、年平均で 180.7 人/年の自然減となっています。

特に出生数は平成 29 年（2017 年）以降、60 人を下回る推移となっています。



一方、平成 22 年（2010 年）以降の社会動態（転入・転出）の状況は、転入者数が転出者数を下回る傾向が続いており、年平均で 120.4 人/年の社会減となっています。

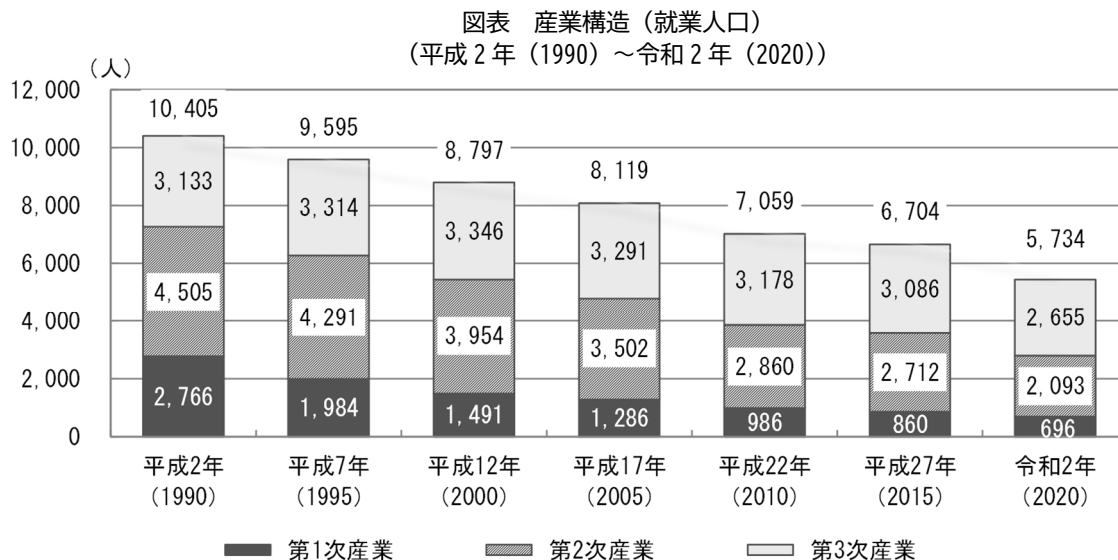


3 産業・労働力

(1) 産業構造（就業人口）

国勢調査による令和2年（2020年）の就業者総数は5,734人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少しており、特に第1次産業は、平成2年（1990年）より約4分の1に減少しています。

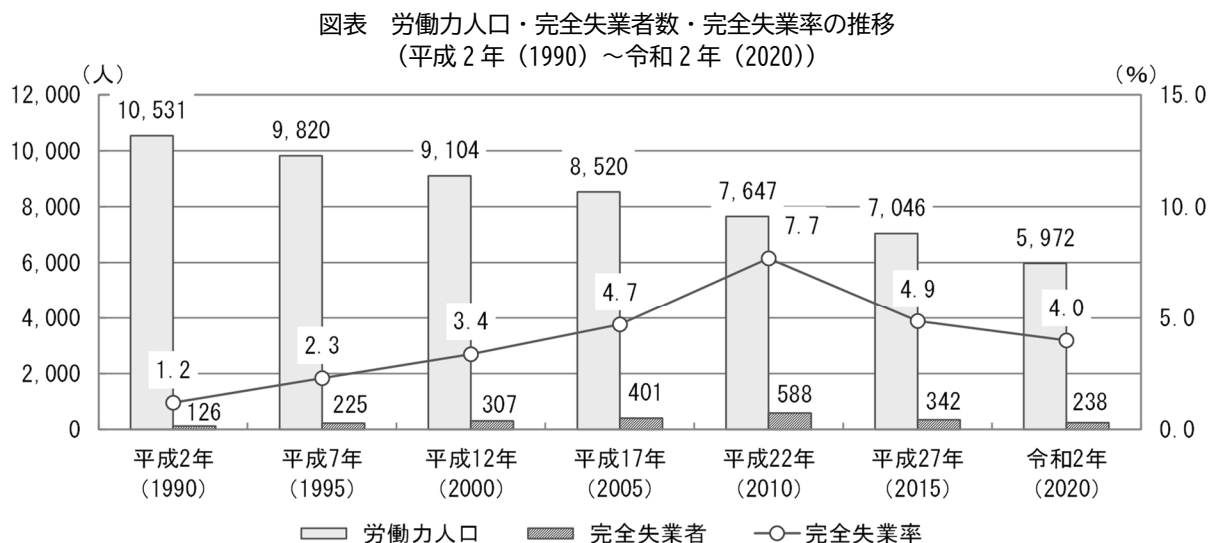


※就業人口は分類不能の就業者数を含みます。

資料：国勢調査

(2) 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による令和2年（2020年）の労働力人口は5,972人、完全失業者数は238人、完全失業率は4.0%となっています。



資料：国勢調査

第2節 丸森町の福祉を取り巻く概況

1 子ども・子育て

(1) 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあり、令和4年（2022年）3月末は299人、平成28年（2016年）と比較すると166人減少となっています。

生産年齢人口や年少人口は減少傾向が続く中で、特に令和2年（2020年）以降は、就学前児童数が400人を下回り、令和4年（2022年）には300人を下回るなど、少子化の進行が顕著となっています。

図表 就学前児童数
(平成28年(2016)～令和4年(2022))

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
就学前児童数 (人)	465	471	435	427	386	343	299
0歳児	68	63	53	61	41	43	26
1歳児	83	76	63	56	63	38	44
2歳児	81	86	74	67	55	64	40
3歳児	75	81	86	74	67	57	64
4歳児	87	80	80	89	75	67	57
5歳児	71	85	79	80	85	74	68

資料：子育て定住推進課（各年3月末現在）

(2) 保育所・認定こども園等への入所児童数

令和4年（2022年）5月1日現在の保育所への入所児童数は23人、家庭的保育事業は4人となっています。

また、認定こども園は210人が利用しています。

図表 保育所・認定こども園等への入所児童数
(平成28年(2016)～令和4年(2022))

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
保育所 (人)	125	117	115	29	26	24	23
公立保育所	125	117	115	29	26	—	—
私立保育所	—	—	—	—	—	24	23
家庭的保育事業 (人)	—	—	—	5	5	4	4
児童館 (人)	10	10	10	9	7	8	—
認定こども園 (人)	169	183	177	284	261	236	210
町外保育施設 (人)	—	—	—	6	5	4	6

資料：子育て定住推進課（各年5月1日現在）

(3) 児童・生徒数

平成 28 年（2016 年）以降の児童・生徒数は、少子化の影響もあり減少傾向がみられ、令和 4 年（2022 年）の小学校の児童数は 460 人、中学校の生徒数は 276 人となっています。

図表 児童・生徒数
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年※ (2022)
小学校 (人)	551	525	513	510	488	481	460
旧丸森小学校	187	183	182	178	171	171	265
旧金山小学校	38	34	29	27	26	23	
旧筆甫小学校	14	11	14	15	9	9	
旧大内小学校	82	75	55	56	45	47	
旧小斎小学校	37	33	41	35	35	29	
旧館矢間小学校	162	165	168	173	173	173	195
旧大張小学校	18	15	18	18	22	24	
旧耕野小学校	13	9	6	8	7	5	
中学校 (人)	344	332	319	270	263	256	276
丸森中学校	344	332	319	270	263	256	276

※令和 4 年（2022 年）より、旧丸森小学校、旧金山小学校、旧筆甫小学校、旧大内小学校、旧小斎小学校を「丸森小学校」、旧館矢間小学校、旧大張小学校、旧耕野小学校を「館矢間小学校」として再編

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は、平成 31 年（2019 年）以降 180～190 人で推移し、令和 4 年（2022 年）の利用者数は 190 人となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
放課後児童クラブ利用者数 (人)	94	123	153	185	189	179	190

資料：子育て定住推進課（各年 3 月末日現在）

(5) 子育て支援センターの利用者数

平成 28 年（2016 年）以降の地域子育て支援センターの利用者数は、増減を繰り返しながら推移していますが、各年で約 2,300 人の利用があります。

なお、令和 4 年（2022 年）は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用制限を行ったため、1,434 人となっています。

図表 丸森町子育て支援センターの利用者数
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
利用者数 (延べ数) (人)	2,203	2,832	2,544	1,262	2,811	2,892	1,434

資料：子育て定住推進課（各年前年 4 月～3 月末までの延べ人数）

(6) 母子・父子世帯数

令和 4 年（2022 年）3 月末の母子世帯数は 76 世帯、父子世帯数は 6 世帯となっており、平成 28 年（2016 年）以降の推移は、母子世帯数は減少傾向、父子世帯数は横ばいで推移しています。

図表 母子・父子世帯数
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
母子世帯 (世帯)	92	83	87	82	85	84	76
父子世帯 (世帯)	8	11	11	12	9	6	6

※母子父子医療費助成登録世帯（所得制限（受給停止世帯を含む））、世帯のカウントは親の人数

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

2 高齢者（要介護認定者）

（１）被保険者・要介護認定者・認定率

平成 28 年（2016 年）以降の要支援・要介護認定者数については、令和 2 年（2020 年）まで増加推移となっていますが、令和 3 年（2021 年）には 1,219 人に減少しています。

なお、認定率は年平均で 22.4%/年で推移しており、要支援・要介護認定者数について当面は約 1,200 人程度で推移するものと見込まれます。

図表 被保険者・要介護認定者・認定率
(平成 28 年 (2016) ~ 令和 3 年 (2021))

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
1 号被保険者 (人)	5,462	5,474	5,515	5,523	5,521	5,499
2 号被保険者 (人)	27	21	22	21	23	22
認定者数 (人)	1,201	1,198	1,241	1,257	1,286	1,219
要支援	249	257	281	300	321	300
要支援 1	69	62	93	96	119	117
要支援 2	180	195	188	204	202	183
要介護	952	941	960	957	965	919
要介護 1	179	163	182	190	182	172
要介護 2	262	260	261	252	268	223
要介護 3	217	202	196	195	181	197
要介護 4	153	172	176	185	192	196
要介護 5	141	144	145	135	142	131
認定率 (%)	21.9	21.8	22.4	22.7	23.2	22.1

資料：介護保険事業状況報告・保健福祉課（各年 9 月末現在）

（２）認知症高齢者数

認知症高齢者数については概ね年々増加傾向にあり、令和 3 年（2021 年）10 月末現在では 1,136 人となっています。

図表 認知症高齢者数
(平成 28 年 (2016) ~ 令和 3 年 (2021))

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
認知症高齢者数 (人)	1,010	1,080	1,057	1,078	1,164	1,136
自立度 (Ⅱ)	509	515	495	523	556	527
自立度 (Ⅲ以上)	501	565	562	555	608	609

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」・保健福祉課（各年 10 月末現在）

3 障害のある人

(1) 障害者手帳所持者

本町に在住する障害者数（手帳所持者）は、令和4年（2022年）3月末現在で851人、総人口の6.8%※を占めています。

障害種別についてみると、身体障害者手帳所持者が手帳所持者全体の69.3%を占めています。

図表 障害者手帳所持者
(平成28年(2016)～令和4年(2022))

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
障害者手帳所持者 (人)	858	846	848	842	843	847	851
身体障害者手帳所持者	633	618	603	588	594	594	590
療育手帳所持者	155	158	159	160	159	160	159
精神障害者保健福祉手帳所持者	70	70	86	94	90	93	102

※令和4年（2022年）住民基本台帳総人口（12,425人）に対する割合。

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者

本町における身体障害者手帳所持者数は緩やかな減少傾向にあります。

令和4年（2022年）の所持者数は、等級別では「1級」が168人と最も多く、障害別では肢体不自由が310人となっており、身体障害者手帳所持者全体の約半数(52.5%)を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別・障害別）
(平成28年(2016)～令和4年(2022))

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
身体障害者手帳所持者 (人)	633	618	603	588	594	594	590
1級	179	174	164	168	170	176	168
2級	101	95	91	91	92	86	95
3級	118	113	114	105	105	100	93
4級	134	134	137	136	138	140	141
5級	58	60	58	52	53	52	52
6級	43	42	39	36	36	40	41
視覚障害	39	37	36	38	41	38	36
聴覚・平衡機能障害	47	41	38	37	38	39	40
音声・言語・そしゃく機能障害	9	9	8	5	6	5	5
肢体不自由	344	346	330	316	311	312	310
内部障害	194	185	191	192	198	200	199

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(3) 療育手帳所持者

平成 28 年（2016 年）以降の療育手帳所持者数は概ね横ばいの推移となっており、令和 4 年（2022 年）の判定別では、重度である A 判定の人より B 判定の人が多く、療育手帳所持者全体の 6 割近く（56.6%）を占めています。

図表 療育手帳所持者（判定別）
（平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
療育手帳所持者 (人)	155	158	159	160	159	160	159
A	78	78	76	77	74	71	69
B	77	80	83	83	85	89	90

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成 28 年（2016 年）以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）3 月末現在では 102 人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者数については、各年で増減推移がみられますが、平成 29 年（2017 年）以降は概ね 180～190 人程度で推移しており、令和 4 年（2022 年）3 月末現在では 191 人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）
（平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
精神障害者保健福祉手帳所持者 (人)	70	70	86	94	90	93	102
1 級	21	20	18	19	25	22	23
2 級	37	38	50	51	48	45	50
3 級	12	12	18	24	17	26	29

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者
（平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
自立支援医療受給者 (人)	171	198	183	189	186	187	191

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

(5) 発達障害

平成 28 年（2016 年）以降の発達障害のある人は、平成 29 年（2017 年）から平成 31 年（2019 年）に 3～6 人程度に一時増加していますが、以降は 1～2 人で推移しており、令和 4 年（2022 年）3 月末現在では 2 人となっています。

図表 発達障害
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
発達障害 (人)	1	3	6	5	0	1	2

※発達障害児は、乳幼児精神発達精密健康診査事業にかかる相談（未就学児対象）において、児童相談所で発達障害またはその疑いがあると判断した人数、発達障害者は高次脳機能障害者等で福祉事務所に付いた人数

資料：保健福祉課（各年前年 4 月～3 月末までの実人数）

4 生活保護世帯・人員

平成 28 年（2016 年）以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は、各年で増減がみられますが、概ね減少傾向で推移しています。

令和 4 年（2022 年）3 月末現在では生活保護世帯数は 51 世帯、生活保護人員数は 62 人となっています。

図表 生活保護世帯・人員
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
生活保護世帯数 (世帯)	65	68	69	66	57	51	51
生活保護人員 (人)	82	88	82	78	68	60	62

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

5 自主防災組織数・結成率

平成 28 年（2016 年）以降の自主防災組織数は増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）3 月末現在では 61 組織、結成率は 98.0%となっています。

図表 自主防災組織数・結成率
(平成 28 年（2016）～令和 4 年（2022）)

区 分	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
自主防災組織数 (組織)	47	50	57	59	61	61	61
自主防災結成率 (%)	81.6	84.7	93.9	94.9	98.0	98.0	98.0
結成行政区数	80/98	83/98	92/98	93/98	96/98	96/98	96/98

資料：総務課（各年 3 月末現在）

6 虐待相談・通報・認知件数

平成 28 年度（2016 年度）以降の児童虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、令和 3 年度（2021 年度）では 23 件となっています。

高齢者虐待の相談・通報件数についても増加傾向にあり、令和 3 年度（2021 年度）の 17 件が最も多くなっています。

なお、障害者虐待相談・通報件数は、令和元年度（2019 年度）以降、年 1～2 件となっています。

図表 児童虐待相談・通報・認知件数
(平成 28 年度（2016）～令和 3 年度（2021）)

区 分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
相談・通報件数※ (件数)	7	9	14	11	16	25	23
認知件数※ (件数)	—	4	12	9	15	23	22

※相談・通報・認知件数は実件数です。

資料：子育て定住推進課

図表 高齢者虐待相談・通報・認知件数
(平成 28 年度（2016）～令和 3 年度（2021）)

区 分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
相談・通報件数 (件数)	6	4	12	12	12	10	17
認知件数 (件数)	5	2	8	8	6	5	7

資料：保健福祉課

図表 障害者虐待相談・通報・認知件数
(平成 28 年度（2016）～令和 3 年度（2021）)

区 分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
相談・通報件数 (件数)	—	0	0	0	1	2	2
認知件数 (件数)	—	0	0	0	1	0	0

資料：保健福祉課

第3節 地域福祉の担い手の現状

1 民生委員・児童委員

平成29年（2017年）以降の民生委員・児童委員についてみると、令和4年（2022年）3月末現在では63人となっています。

また、相談内容別に相談件数をみると、令和4年（2022年）3月末現在において、延べ1,227件の相談があり、件数別では「その他（高齢関係）」が685件と最も多く、次いで「日常的な支援」が228件、「介護保険」が60件と続きます。

図表 民生委員・児童委員数
(平成29年（2017）～令和4年（2022）)

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
民生委員・児童委員数 (人)	65	62	64	63	64	63
丸森地区	15	14	14	13	14	14
金山地区	5	4	5	5	5	5
筆甫地区	8	8	8	8	8	7
大内地区	10	10	10	10	10	10
小斎地区	5	5	5	5	5	5
館矢間地区	9	8	9	9	9	9
大張地区	5	5	5	5	5	5
耕野地区	5	5	5	5	5	5
主任児童委員	3	3	3	3	3	3

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

図表 民生委員・児童委員相談件数（相談内容別）

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの地域生活・ 教育学校生活	生活費	年金・保険
相談件数 (件)	36	60	54	5	14	16	8
	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他 (高齢関係)	計
	11	46	23	41	228	685	1,227

資料：社会福祉協議会（令和4年3月末現在）

2 保健推進員・食生活改善推進員・認知症サポーター・福祉協力員

保健推進員については、令和4年（2022年）3月末現在で50人であり、定数を確保しています。食生活改善推進員については、平成31年（2019年）より減少傾向にあり、令和4年（2022年）3月末現在では60人となっています。

また、認知症サポーター※は、コロナ禍による養成講座受講者の減少がみられ、令和4年（2022年）3月末現在では28人となっています。

なお、福祉協力員については、令和3年（2021年）3月末以降162人に減少して推移しています。

図表 保健推進員・食生活改善推進員・認知症サポーター・福祉協力員数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
保健推進員 (人)	50	50	50	50	49	50
食生活改善推進員 (人)	79	79	70	60	64	60
認知症サポーター※ (人)	141	130	27	45	0	28
社協 福祉協力員 (人)	168	168	168	168	162	162

※認知症サポーター（養成講座受講者）

資料：保健福祉課、社会福祉協議会（各年3月末現在）

3 ボランティア団体・会員

ボランティア連絡会の登録団体・会員数についてみると、会員数は各年で増減推移がみられますが団体数は横ばいの推移となっており、令和4年（2022年）3月末現在では26団体、会員数は482人となっています。

図表 ボランティア団体・会員数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
団体数 (団体)	25	25	26	26	25	26
会員数 (人)	474	504	487	514	508	482

資料：社会福祉協議会（各年3月末現在）

4 老人クラブ

老人クラブ・会員数についてみると、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあり、令和4年（2022年）3月末現在、クラブ数が16団体、会員数は344人となっています。

図表 老人クラブ・会員数
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
クラブ数※ (団体)	20	19	20	18	16	16
会員数 (人)	538	450	470	417	367	344

※補助金交付団体

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

図表 老人クラブ・会員数（地区別）

区 分	丸森 地区	金山 地区	筆甫 地区	大内 地区	小斎 地区	館矢間 地区	大張 地区	耕野 地区
クラブ数※ (団体)	4	0	2	3	1	3	2	1
会員数 (人)	82	0	35	59	32	54	33	49

※補助金交付団体

資料：保健福祉課（令和4年3月末現在）

第4節 地域福祉への住民意識

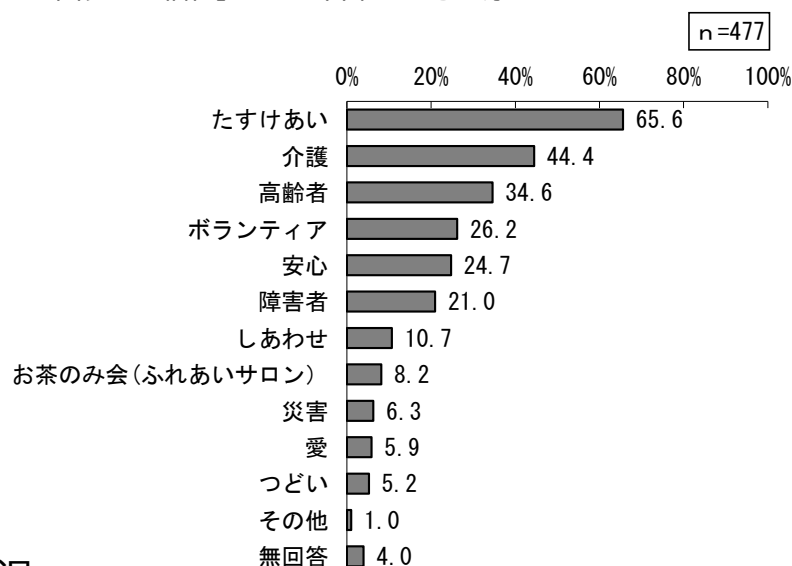
アンケート調査結果のみかた

- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

1 「福祉」という言葉から思い浮かべること

福祉という言葉から思い浮かべる言葉は、「たすけあい」が65.6%と最も高く、次いで「介護」が44.4%、「高齢者」が34.6%となっています。

図表 「福祉」という言葉から思い浮かべること

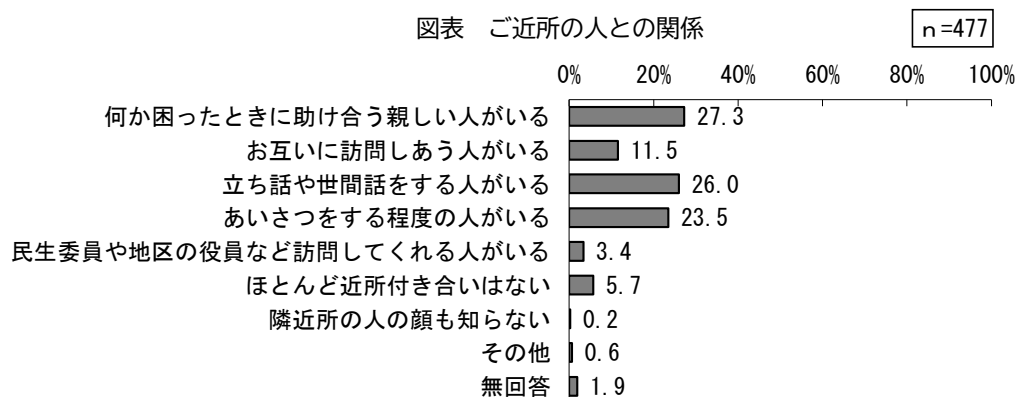


2 地域の状況

(1) ご近所の人との関係

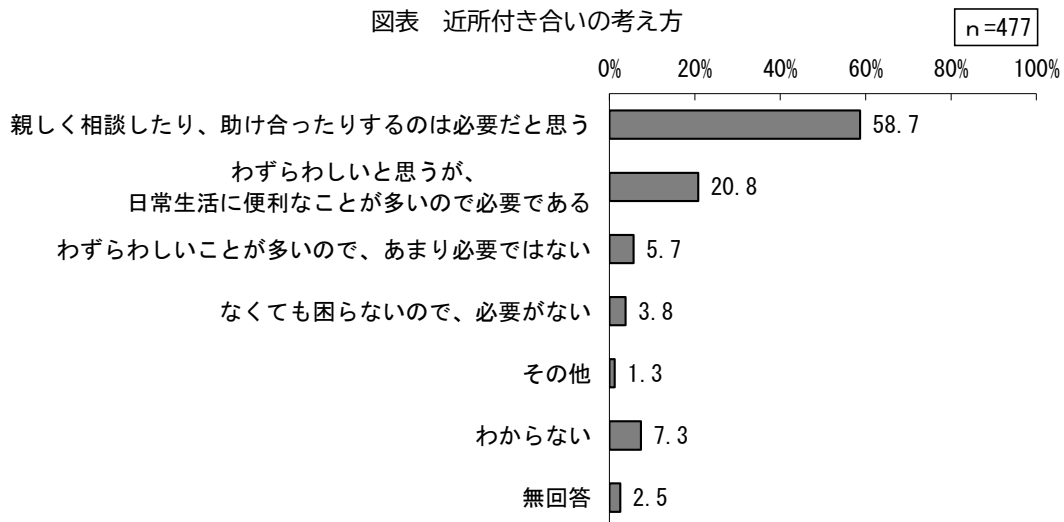
ご近所との関係については、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が27.3%と最も高く、次いで「立ち話や世間話をする人がいる」が26.0%、「あいさつをする程度の人がある」が23.5%となっています。

図表 ご近所の人との関係



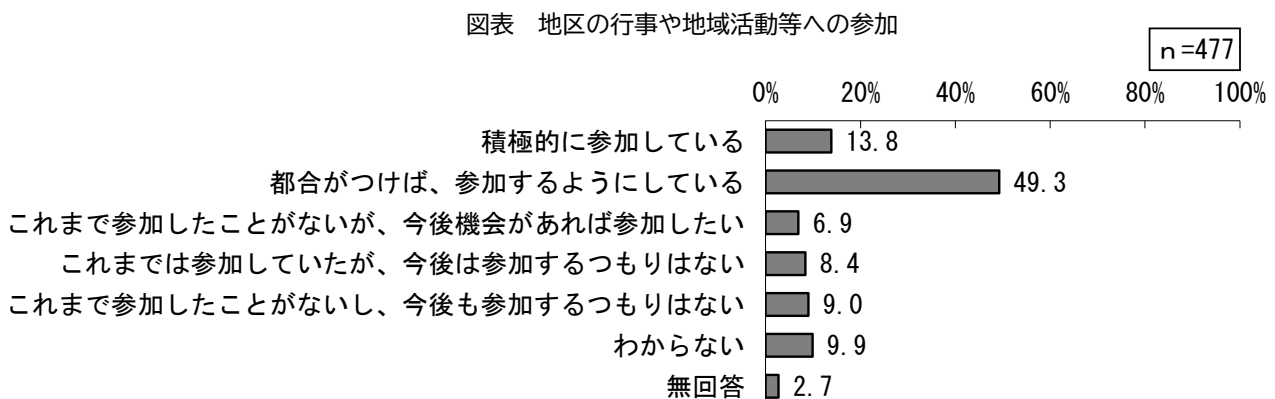
(2) 近所付き合いの考え方

近所付き合いの考え方については、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が58.7%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」が20.8%、「わからない」が7.3%となっています。



(3) 地区の行事や地域活動等への参加

地区の行事や地域活動等への参加については、「都合がつけば、参加するようにしている」が49.3%と最も高く、次いで「積極的に参加している」が13.8%、「わからない」が9.9%となっています。

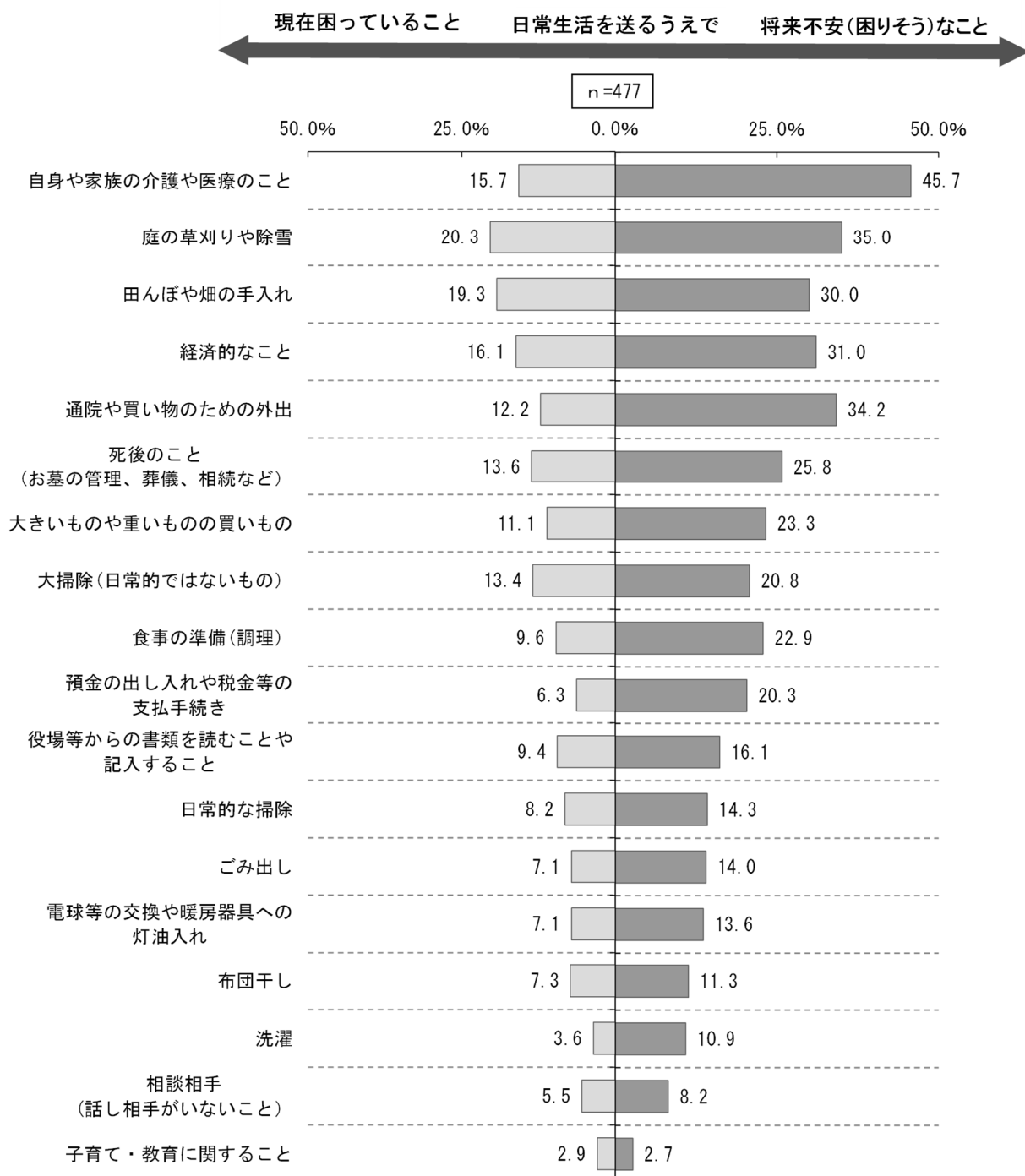


3 日常生活を送るうえでの困りごと

日常生活の中で現在困っていることについては、「庭の草刈りや除雪」(20.3%)が最も高く、次いで「田んぼや畑の手入れ」(19.3%)、「経済的なこと」(16.1%)を挙げています。

一方で将来不安(困りそう)なことについては、「自身や家族の介護や医療のこと」(45.7%)が最も高く、次いで「庭の草刈りや除雪」(35.0%)、「通院や買い物のための外出」(34.2%)を挙げており、現在よりも将来への不安が高い傾向がみられます。

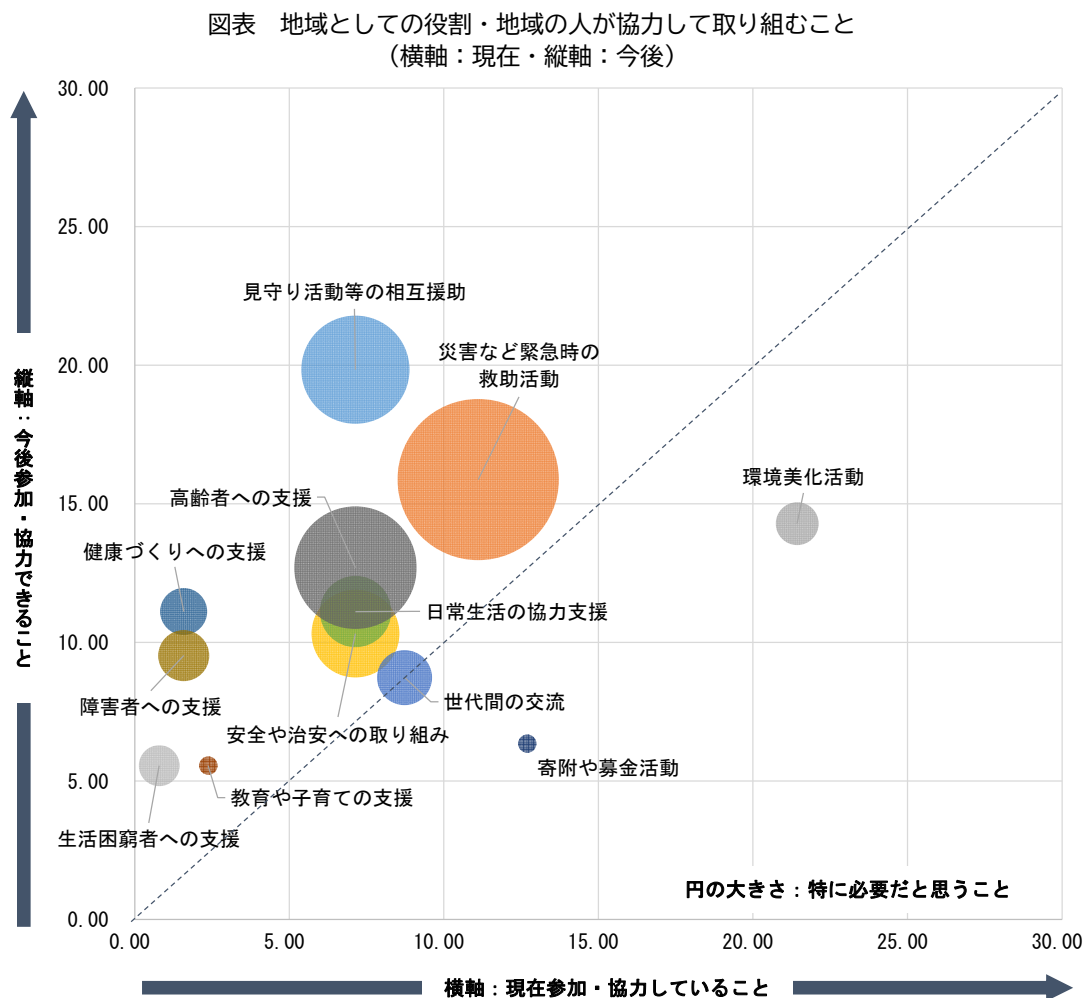
図表 日常生活を送るうえでの困りごと



4 地域としての役割・地域の人が協力して取り組むこと

地域としての役割・地域の人が協力して取り組むことについて、現在参加・協力していることは、「環境美化活動」(24.9%)が最も高く、次いで「災害など緊急時の救助活動」(14.0%)、「寄附や募金活動」(10.5%)となっています。

今後参加・協力できると思うことは、「見守り活動等の相互援助」(17.8%)が最も高く、次いで「災害など緊急時の救助活動」(17.4%)、「環境美化活動」(15.9%)となっています。



特に必要だと思う取り組みとしては、「災害など緊急時の救助活動」(61.6%)が最も高く、次いで「高齢者への支援」(44.7%)、「見守り活動等の相互援助」(43.6%)が上位に挙がっています。

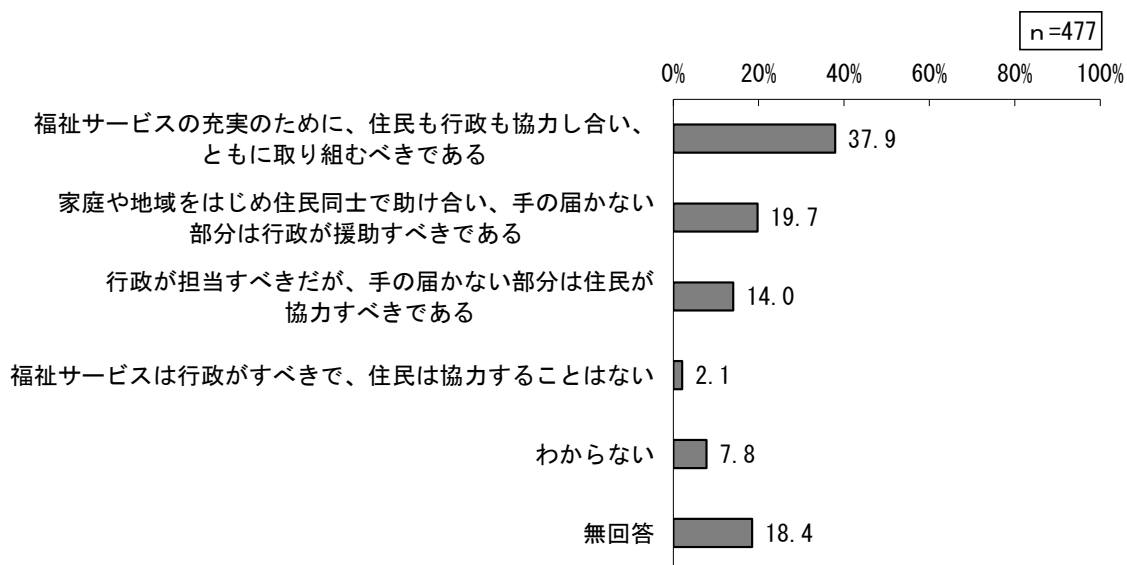
図表 特に必要だと思う取り組み

順位	項 目	構成比
1	災害など緊急時の救助活動	61.6%
2	高齢者への支援	44.7%
3	見守り活動等の相互援助	43.6%
4	安全や治安への取り組み	34.0%
5	日常生活の協力支援	24.9%

5 地域での福祉活動を推進していくうえでの住民と行政との関係

地域での福祉活動を推進していくうえでの住民と行政との関係については、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が37.9%と最も高く、次いで「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」が19.7%、「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」が14.0%となっています。

図表 地域での福祉活動を推進していくうえでの住民と行政との関係



第5節 地域福祉にかかる課題整理

◎ 現況の総括として

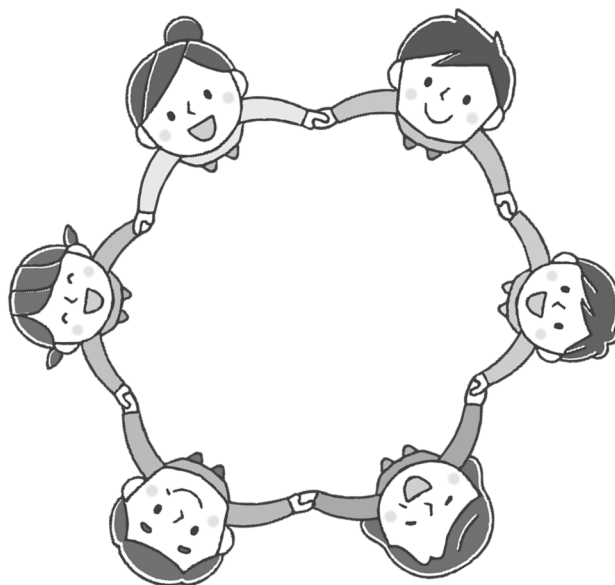
近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が課題となっています。

また、地域福祉の一翼を担ってきた担い手の高齢化等により、様々な地域活動の停滞も懸念されます。

一方で、子育て不安の増大や高齢者の一人暮らし、高齢夫婦世帯、後期高齢者の増加に伴う福祉需要の多様化、増大化等が予想されるほか、孤独死、虐待、認知症高齢者の徘徊、消費者被害、障害者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大、複雑化することも考えられます。

住民の中にはボランティア活動に関心を持つ人もみられますが、こうした人々が地域福祉活動の担い手につながっているわけではなく、人材の不足は引き続き課題となっています。

そのため、「高齢者」や「障害のある人」、「子ども」といった対象者ではなく、「地域」を中心に考え、様々な困りごとを多様な支え手とともに支援につなぐ重層的な仕組みを構築し、すべての人が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められます。



本項では、第Ⅰ期計画の基本目標を柱に「Ⅰ 安心して安全に住み慣れた地域で暮らすために」、「Ⅱ 住み慣れた地域で助けあいながら健康な生活を送るために」、「Ⅲ 共に支えあい住み慣れた地域で、元気に暮らすために」の3つの視点から、地域福祉にかかる主要課題を整理します。

1 安心して安全に住み慣れた地域で暮らすために

(1) 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

- 安全安心な生活環境は欠かせません。特に年齢や障害の有無などに関わらず、すべての住民が世代や個人の心身の状態に合わせて地域の中で様々な活動に取り組めるよう、ハード面とソフト面の両面から地域づくりを進めることが重要となります。

(2) いざというときも安心して暮らせる地域づくり

- 近年多発する自然災害に対応できる支援体制づくりや、犯罪被害・消費者被害防止に向けた対策を推進し、安全安心な生活環境の整備・充実に努める必要があります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、いざというときには助け合うことの必要性を感じている住民が多く、今後は普段からのつながりを生かし、地域における災害時の要援護者に対する支援を進めていく必要があります。

2 住み慣れた地域で助けあいながら健康な生活を送るために

(1) 地域における関わりや支え合い意識の醸成

- 地域における関わりや支え合いが希薄になる中で、アンケート調査では、これからの近所付き合いでは「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」と回答した割合が6割(58.7%)を占めるなど、住み慣れた地域で暮らし続けるために、いざというときには助け合うことの必要性を感じている住民が多く、親密な関わりの持続が望まれています。
- 多くの住民が福祉を身近に感じられるように広報等を通じて支え合う意識を醸成するほか、地域の課題を住民が「我が事」として捉え、解決に向けて取り組む意識が持てるよう、地域を知り、学ぶ機会をつくることも重要となります。

(2) 互いを認め合う意識の醸成

- 地域に暮らす様々な人が、それぞれの立場(世代や国籍、考え方の違い、障害の有無等)によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向けて、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識・認識を持つことが大切です。

- 地域や福祉、人権に関する意識の醸成にあたっては、次代を担う子どもへの福祉教育や人権教育はもとより、社会教育等を通じた学習機会や情報提供を継続して進めていく必要があります。

(3) 地域の担い手の育成

- 地域福祉推進のために、活動に参加しやすい環境を整えるとともに、団体間で連携できる仕組みづくりなどを進めるなど、身近な地域で福祉活動の担い手となる人材の育成やボランティア活動の活性化を図り、地域力を高める取り組みが重要となります。
- 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談先であり、支援につなぐ重要な役割を担っています。しかし、様々な生活・福祉課題への対応など、役割の多様化や負担の増加が生じており、活動への積極的な支援が喫緊の課題となっています。

(4) 地域で課題解決する地域力の向上

- 全世帯に占める 65 歳以上の世帯割合が 9 割を占め、多くの世帯が高齢の方と共に暮らす中で、アンケート調査では、地域社会としての役割や地域の人が協力して取り組むこととして「災害など緊急時の救助活動」(61.6%)、「高齢者への支援」(44.7%)、「見守り活動等の相互援助」(43.6%) などが必要と感じています。
- 地域では、支援が必要にも関わらず、声をあげられない人もいるため、困りごとが複雑化、深刻化する前に課題を早期発見し、地域で孤独感や疎外感を受けることのないよう早い段階から支援につないでいく仕組みを地域と共に創っていくことが求められます。

3 共に支えあい住み慣れた地域で、元気に暮らすために

(1) 地域社会を支える包括的・重層的な支援体制の構築

- 地域に埋もれている課題や社会的孤立などを早期に発見し、見守り、支援につなげていくために、住民主体の見守り・支援活動の充実を図るとともに、取り組み内容や解決すべき課題に応じて、地域や町全体でつなぐ重層的な支援体制を構築し、多くの人が支え手として関わる仕組みをつくる必要があります。
- 地域住民だけの取り組みでは支援が困難なケースや、専門機関だけでは支援が困難なケースなど、地域で発生する様々な課題の解決をめざして、様々な主体がともに支援に関わる仕組みをつくる必要があります。
- 高齢者、障害のある人、子育て、生活困窮分野等、分野に応じた専門的な相談支援にとどまらず、総合的な相談支援体制を構築し、様々な課題の解決に取り組んでいく相談支援体制が求められます。

(2) 自立した生活を送るための利用しやすいサービス・支援の提供

- 福祉サービスを必要とする人が必要とする情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 今後デジタル化が進む中で、世代や提供する情報に応じた媒体を選択し、“情報を探しやすくする”ことに加えて、“情報を受けやすくする”ことが求められます。
- 必要なサービスを適切に提供できるよう、引き続き相談支援の充実や提供するサービス量の確保が求められます。

(3) 制度の狭間にある住民への対応

- 住民の中には、孤立した子育て中の保護者、児童虐待や高齢者虐待のおそれのある家庭、不登校やひきこもっている家族のいる家庭、基礎年金だけで生活する高齢者など、社会的つながりが弱く、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況の家庭がみられるほか、新たにダブルケアやヤングケアラー等、福祉、就労、住まい、家族関係等が複合的に絡み、今後は従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化することが考えられます。
- 多様化するケースやニーズに対応する体制の強化に向けて、行政内部の一層の連携強化を図るほか、地域や専門性の高い関係機関とともに、重層的な支え合いが求められます。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、様々な生活上の困難を抱える住民が地域において自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援の構築に向けて取り組む必要があります。

(4) 権利擁護の推進

- 成年後見制度について「言葉だけ聞いたことがある（内容は知らない）」が4割（44.0%）、日常生活自立支援事業については「名称も事業内容も全く知らない」が5割（47.0%）を占めるなど、まだまだ認知されていない状況がみられます。
- 権利擁護にかかる制度や事業は、当事者の判断能力が低下した後に必要性が高まるため、事前に当事者や周囲への周知を図り、必要となったときに、安心して支援を利用できるよう支援していく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 めざす地域福祉の姿

1 基本理念

暮らしの中で関わり合う人や自然、社会とのつながりを大切にし、その関係の中で、自らが安心して暮らせることが、丸森町ならではの暮らし方であり、地域福祉を推進するうえで、この考え方は重要であると考えます。

第1期計画では、誰もが住み慣れた地域で暮らしていく地域福祉を推進するためには、地域住民、住民自治組織、そして行政、社会福祉協議会の連携の下に支え合い、助け合うことが重要であるとの認識のもと、「安心に住めるまるもり“まもり愛” 良かったね笑顔に会えて“ささえ愛” 家族と地域の“たすけ愛”」を基本理念に掲げ、地域における生活課題を広く含む幅広い取り組み、ひいては全般的なまちづくりの推進に取り組んできました。

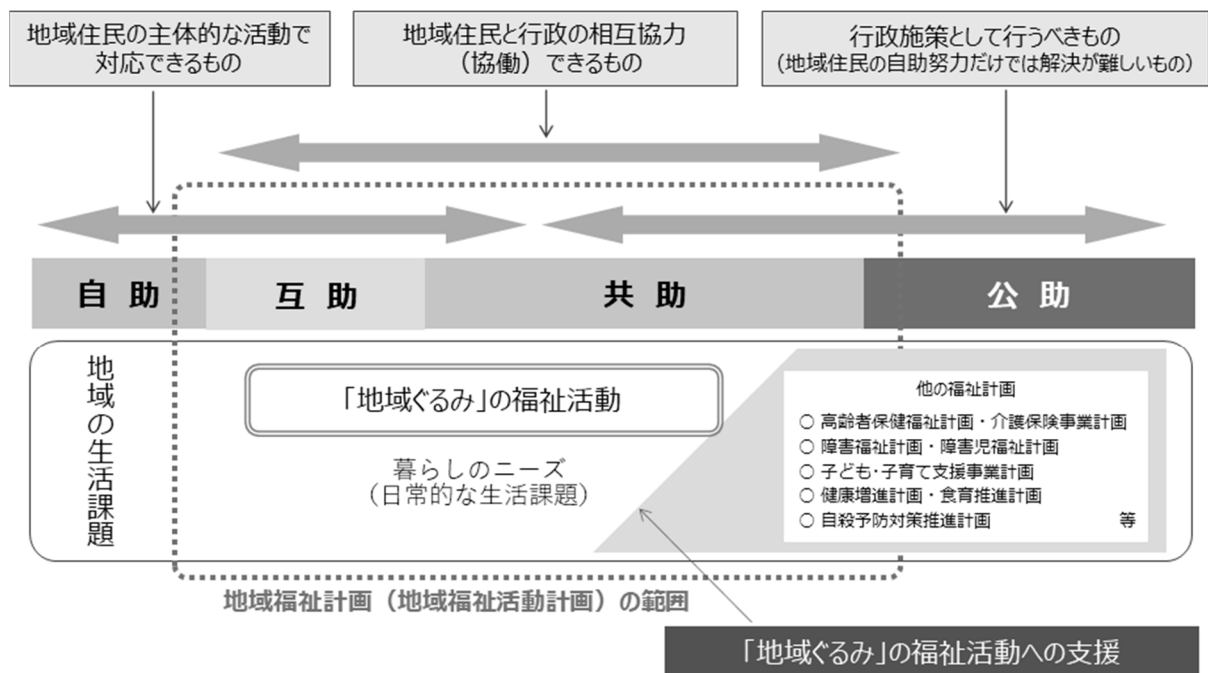


本計画においても、地域福祉の推進に向けた住民と行政がともにめざす地域福祉の考え方として、現在の基本理念を引き継ぎ、地域に根ざした住民がつながりを大切に、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、社会的な差別や偏見、孤立や疎外感を受けることなく尊重し合い、困ったときには地域ぐるみで支え、助け合う重層的な支援の輪が築かれ、「これからもこのまちで暮らしたい」という「安心感」の得られる地域づくりをめざします。

2 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

本計画では、基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、各分野で縦割りの取り組みではなく、「地域」という場所に主眼を置き、下図に示すように、自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決するといった自助と、個人だけでは解決することが困難なことについて、支え合い、助け合うという互助・共助（地域住民の主体的な活動や相互協力）、そして町や関係機関をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりという公助が相互に働きかけ合う取り組みとして進めます。

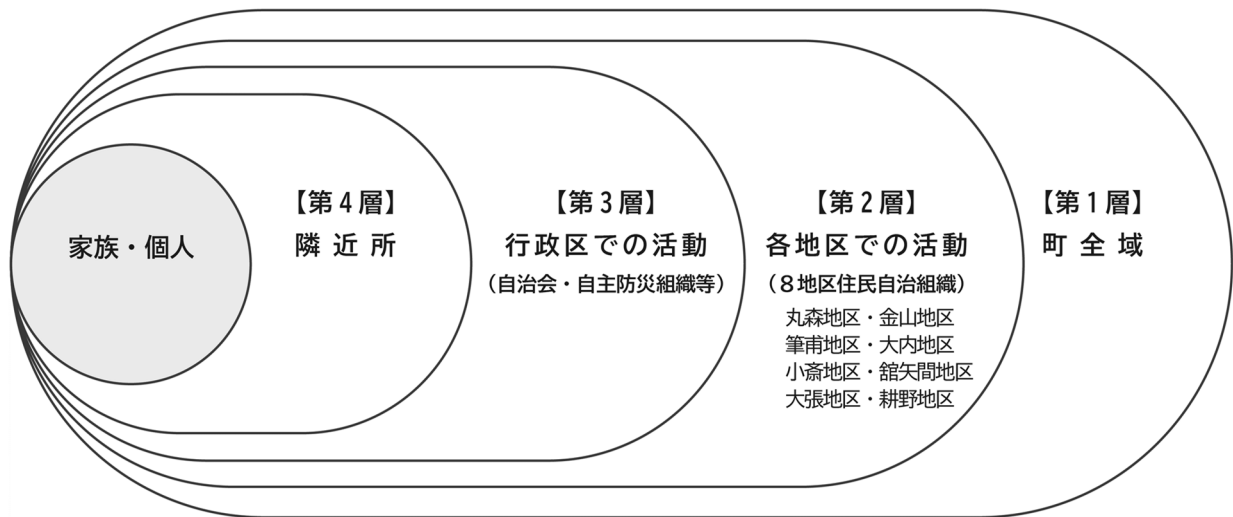
図表 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）



3 地域福祉の圏域について

地域福祉推進のための基盤として、本町の解決すべき課題に応じて、福祉活動や事業が効果的に展開できる圏域（範囲）を設定し、取り組みを推進するとともに、圏域を超えた重層的なネットワークを構築します。

図表 地域福祉の圏域のイメージ



○ 町全域【第1層】（公助の展開）

- ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、町全体の取り組みを推進するなど、広域的な調整を踏まえた圏域。

○ 地区と地域の福祉関係者を基盤とする圏域【第2層】（共助の展開）

- ・地区での結びつきを生かした支え合い活動を進めていく圏域。

○ 隣近所～行政区の圏域【第3層・第4層】（互助の展開）

- ・地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域で、普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。

○ 家族・個人（自助の展開）

- ・個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）、災害時に向けた日頃の備えなど。

4 施策の展開方針

基本理念を施策として具体化するために、第Ⅰ期計画において柱とした“まもり愛”、“ささえ愛”、“たすけ愛”の3つを基本目標として掲げます。

また、以下の体系に基づいて地域福祉施策を展開し、計画期間内に策定する個別計画及び住民協働の指針とします。

図表 施策の体系

基 本 目 標	施 策 の 展 開
基本目標1：“まもり愛” 安心して安全に住み慣れた地域で暮らすことができる	1-1 暮らしやすい環境・移動支援等の整備
	1-2 犯罪防止や消費者被害への支援
	1-3 災害時の支援
基本目標2：“ささえ愛” 住み慣れた地域で助けあいながら健康な生活を送ることができる	2-1 福祉や互いを認め合う意識の向上
	2-2 交流の場づくり、社会参加の促進
	2-3 自治会・ボランティア活動などの活性化
	2-4 困りごとを支援につなぐ地域力の向上
基本目標3：“たすけ愛” 共に支えあい住み慣れた地域で、元気に暮らすことができる	3-1 包括的・重層的な支援の構築
	3-2 わかりやすい情報・福祉サービスの提供
	3-3 制度の隙間を埋める支援づくり
	3-4 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 “まもり愛”

安心して安全に住み慣れた地域で暮らすことができる

施策1-1 暮らしやすい環境・移動支援等の整備

[実施方針]

- 外出をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせる福祉環境をソフト・ハードの両面から推進します。

施策を取り巻く現況

- 町内では、外出や移動が困難な障害のある人や高齢者も多く、不自由なく外出ができ、積極的に社会参加できるようにしていくためにも、ハードによる整備や制度による支援は今後も重要となりますが、すべての障壁（バリア）を取り除くことは難しい状況です。
- 障害の有無や年齢、性別等に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実した地域づくりを進めるために、物理的な障壁（バリア）を取り除きつつ、支え合い、助け合いを通じて、障壁（バリア）を越えるソフト・ハードの両面からの取り組みが求められます。

各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] （公助）

1-1-1：公共施設の環境整備

役場庁舎等の公共施設のトイレにおむつ交換台やベビーチェア等を設置するとともに、駐車場には障害者、高齢者スペースと併せて、妊婦や子ども連れの人が優先して駐車できるスペースを整備するなど、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。

1-1-2：公共交通、移動手段の確保

移動が困難な高齢者や障害のある人等の移動手段の確保については、町の総合交通計画の策定を進める中で検討し、デマンド型タクシー（あし丸くん）や町民バスの在り方の見直しを行います。

また、地域主体による地域内の移動手段の確保に向けた検討を進めます。

1-1-3：暮らしやすい住まいの確保

住まいの段差解消等費用の一部支給や木造住宅耐震診断の助成のほか、障害のある人への日常生活用具の給付やひとり暮らしの高齢者等への緊急通報システム機器の貸与等、安心して暮らしやすい住環境の確保に取り組みます。

また、町営住宅等の計画的な修繕やバリアフリー化を進めるほか、サービス提供事業所による介護保険サービス、障害福祉サービスに基づくグループホームの運営支援等について検討します。

1-1-4：ヘルプマークの普及による助け合いの促進

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない住民が、周囲に支援を求める手段として活用するヘルプマークの目的や活用について周知を図ります。

また、普及への取り組みを通じて思いやりの心を醸成し、地域やまちなかでの支え合い、助け合いを促進します。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- ヘルプマーク等、支援の必要な人をみかけたら、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- 高齢者や障害のある人、妊婦、子ども連れの人等の優先駐車場の利用ルールを守りましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを把握・共有し、安全確保に努めましょう。
- 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

施策1-2 犯罪防止や消費者被害への支援

〔実施方針〕

- 様々な地域活動を通じて地域の安全意識を高め、地域安全対策を推進します。
- 住民の安全安心な消費生活を確保するため、被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止に努めます。

施策を取り巻く現況

- 子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加する中、日頃から声かけや防犯パトロールなど、地域ぐるみで暮らしの安全安心の確保に取り組み、様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進め、住民の防犯・交通安全意識の高揚に努める必要があります。
- 高齢者を狙った振り込め詐欺など、様々な犯罪被害・消費者被害が問題となる中で、地域ぐるみの防犯対策や安全安心な消費生活を確保するための取り組みが重要となっています。
- 平常時の安全安心に取り組む活動は、災害時等、緊急時の連携にもつながるため、普段から“顔の見える関係”を構築するなど、住民や関係団体との一層の連携を図ることが重要となります。

各主体で取り組む地域福祉の推進

〔町での取り組み・支援〕（公助）

1-2-1：防犯活動の推進と犯罪被害者等の支援

警察や防犯協会等の関係団体と連携のもと、地域における防犯意識を高めるため、広報紙等での啓発活動に努めるほか、防犯パトロール等、地域の防犯活動を支援します。

また、犯罪による被害者等となった住民に対して、丸森町犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関と連携協力して支援します。

1-2-2：交通安全に関する活動の推進

子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故防止のため、交通安全運動を推進します。

また、児童生徒の交通事故を未然に防ぐため、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して通学路の合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

1-2-3：消費者被害の未然防止

関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、消費生活相談等につなぐことにより、被害に遭遇した場合の支援を行います。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 日頃から防犯に関する情報に関心を持ち、家庭での事故防止対策、防犯対策に取り組みましょう。
- 消費者被害に遭った場合は、ひとりで悩まず、家族や相談窓口にご相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 日常生活を通じて地域の人との交流を深め、地域での防犯、交通安全活動に参加しましょう。

施策1-3 災害時の支援

〔実施方針〕

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

施策を取り巻く現況

- 近年多発している集中豪雨などの自然災害への対応や備えとして、災害発生時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域に根ざした活動が求められます。
- 町内の自主防災組織の結成率は、令和4年（2022年）3月末現在98.0%と結成率は高いものの、実施体制が十分でない組織もあるため、活性化に向けた取り組みが必要となっています。

各主体で取り組む地域福祉の推進

〔町での取り組み・支援〕（公助）

1-3-1：防災意識の向上

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、防災マップを活用した住民への啓発を進めます。

また、特別な配慮が必要な妊産婦及び乳幼児のいる家庭へは、子育て家庭向けの防災ハンドブック等を活用した情報提供を行い、日頃の備えと災害時の避難についての正しい知識の普及啓発を図ります。

1-3-2：地域ぐるみの防災活動の推進

地区防災マップ作成等を通じて、災害発生時の災害応急活動の課題を整理し、減災につながる活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行います。

1-3-3：要配慮者支援の充実

地域での日常的な見守り活動を実施し、災害時の避難支援や安否確認などの円滑な実施体制を構築するとともに、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

1-3-4：避難所での支援の検討

災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援について検討を進めます。ウィズコロナ・アフターコロナに向けた対応として、避難所における感染拡大防止対策や必要な資機材等の整備を進めます。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 防災に関する情報に関心を持ち、日頃から防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
- 地域で危険箇所を発見したら、町や関係機関に連絡しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 平常時においても、近所における支援を必要とする高齢者や障害のある人への「見守り」や「声かけ」を行うなど、いざというときに協力できる関係づくりに努めましょう。

基本目標2 “ささえ愛”

住み慣れた地域で助けあいながら健康な生活を送ることができる

施策2-1 福祉や互いを認め合う意識の向上

〔実施方針〕

- 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」を醸成するきっかけづくりを進めます。

施策を取り巻く現況

- 近年では、核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化の進行とともに、近所付き合いの薄れなど、地域や暮らしにおける人と人とのつながりが希薄になり、地域で支え合い、助け合う基盤も弱まってきています。そのため、住み慣れた地域で様々な困難に直面した場合に助け合うことで、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。
- 一人ひとりが地域に対して関心を持ち、支え合い、助け合いの取り組みが町内各地区で定着するために、学校教育、社会教育等、様々な機会を捉えて、互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」（福祉意識）の醸成を図る必要があります。
- 地域には障害があり支援を必要とする人や認知機能の低下により判断能力が十分でない人なども地域の一員としてともに暮らしています。偏見や理解不足から無意識に差別してしまうことがないよう、お互いを理解し、認め合い、ともに地域社会の担い手として活躍できるよう取り組んでいく必要があります。

各主体で取り組む地域福祉の推進

〔町での取り組み・支援〕（公助）

2-1-1：福祉意識の醸成

地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや交流活動の大切さについて理解を深め、福祉活動への参加を促進します。

2-1-2：福祉教育の推進

地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、学校での福祉教育、地域での様々な活動への参加体験等を通じて、支え合いや助け合いの意識、思いやりの心の醸成に努めます。

また、地域コミュニティなどへの出前講座をはじめ、イベント開催や広報活動といった機会を活用した福祉教育の推進を図り、幅広い世代への福祉に対する意識の醸成に努めます。

2-1-3：人権への意識啓発や教育の推進

地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思い合えるよう、様々な機会を通じて人権教育を推進します。

また、各学校長・保護者・警察等で設置するいじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止対策に取り組むとともに、いじめの早期発見、即時対応、再発予防を図ります。

そのほか、家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進め、DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントなどの性別による差別的な扱いや、暴力の根絶に向けた取り組みを通じて人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。

2-1-4：認知症や障害への理解の促進

認知症サポーターの養成講座等を通じて、認知症の状態や早期対応の大切さ、認知症の人への接し方など、認知症についての理解の促進に努めます。

また、広報や交流機会等を通じて、様々な障害に対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 地域でのできごとや高齢者や障害のある人とのふれあいを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域活動に参加し、取り組んでみましょう。

施策2-2 交流の場づくり、社会参加の促進

[実施方針]

- 年齢・性別・障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集い、交流ができる身近な場づくりを展開していきます。
- 地域との関わり大切さについて理解を深め、地域での交流や福祉活動への参加を促進します。

施策を取り巻く現況

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の様々な活動に大きな影響がある中で、町内では社会福祉協議会の地域福祉活動において交流活動や見守り・支援活動が継続されています。このように地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域での交流や社会参加の重要性はますます高まっています。
- 活動者の状況としては、人材の高齢化・固定化が課題となっており、それらの課題解決と活動のさらなる活性化を図る必要があります。
- 高齢化の進行とともに、支援を必要とする人が増えることが予想される一方で、元気な高齢者自身の活力を、地域において生かしていくことが期待されます。
- 地域では自治会活動や地域福祉活動以外にも、個人ボランティアやボランティア団体などの多様な活動が展開されており、それらの活動の活性化を図るとともに、各主体間のつながりづくりを進めることも重要となっています。

各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] (公助)

2-2-1：地域活動への参加促進

地域福祉への意識が深まるよう、広報紙やホームページを活用し、自治会やボランティア団体、社会福祉協議会等の活動に関する情報を提供し、地域活動への参加を促進します。

また、ライフステージごとに、より多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加できるよう、様々な機会を通じて積極的な参加を促進します。

2-2-2：通いの場等の活動支援

高齢者を対象に実施している通いの場等を運営する団体が通いの場において、1回30分程度の軽運動を実施する場合、運営経費の補助や運動指導員を派遣するなど、通いの場等の活動支援を行います。

2-2-3：地域子育て支援拠点事業等の推進

子育て中の親が交流できる場として、子育て支援センターにおける育児サークル等の活動を支援するとともに、閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、保護者同士の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

また、保育園入所前の幼児や子育て家庭の保護者が集い、遊びや学習を介して交流できる機会の充実を図ります。

2-2-4：子どもの居場所づくりの充実

子どもたちの豊かな育ちを支えるために、放課後の子どもたちの安全安心な居場所として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）をはじめ、多様な体験学習機会等を実施し、子どもたちが地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進します。

また、ジュニア・リーダーの育成や子ども会活動など、行事や地域活動等を介した子どもとの世代間交流の促進を支援します。

2-2-5：高齢者の生きがいづくり

筋力アップ運動教室、いきいき元気クラブ等の実施により、高齢者の生きがいや健康づくりと介護予防を目的とした健康体操及びレクリエーション活動を実施し、高齢者の社会参加を促進します。

また、老人クラブ等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。

さらに丸森町シルバー人材センターの運営支援を行い、高齢者の就業促進に努め、高齢者の能力や技術、経験を生かし、生きがいづくりと社会参加を促進します。

2-2-6：健康づくり活動の推進

誰もが心身ともに健康に暮らせる地域づくりに向けて、健康づくりや生活習慣病予防等に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、誰でも気軽に参加できる体組成計を活用した「健康づくり相談」や糖尿病予備軍等を対象とした「生活習慣病予防教室」と「糖尿病性腎症重症化予防事業」、インセンティブを活用した「健康づくり応援事業」などを実施し、自分に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、住民や関係機関等との協働による地域における健康づくり活動への支援を推進します。

2-2-7：世代間交流の促進

社会的孤立、ひきこもり等を防ぐため、通いの場や地域行事等を通じて世代間交流や地域における交流を促進し、地域での顔の見える関係づくりを推進します。

2-2-8：学びを通じた交流の推進

住民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる機会の充実に努めます。

また、学ぶ機会や情報の提供、各種講座の開催等により、学びを通じた交流と地域で活躍する仲間づくりを促進します。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 自らの意思や意欲を持って、自身が取り組める活動に無理のない範囲で地域活動等に参加しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。
- 元気な高齢者への参加を呼びかけるなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。

施策2-3 自治会・ボランティア活動などの活性化

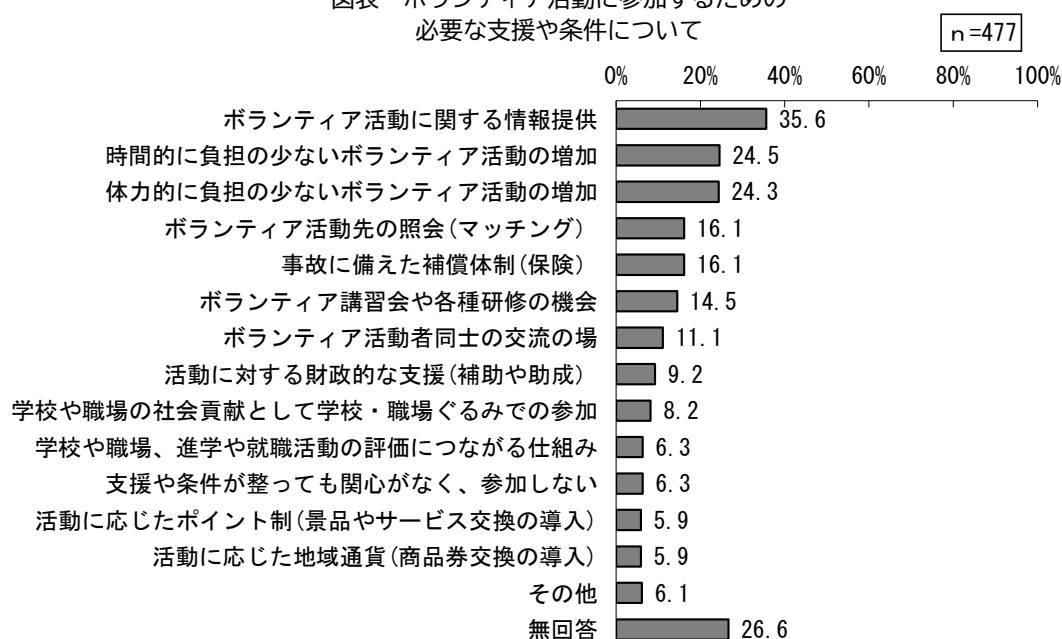
〔実施方針〕

- 地域コミュニティの中心的な担い手である住民自治組織・行政区（自治会・自主防災組織等）活動を通じて地域住民同士のつながり、顔の見える関係づくりにつながるよう、より多くの住民が参加できるよう支援に取り組みます。
- 地域福祉の担い手の裾野を広げるため、若い世代や元気な高齢者等、これまで関心が低かった住民や新たな担い手として期待される住民の地域への参加を促進し、地域活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組みます。

施策を取り巻く現況

- 生活課題が多様化する中で、身近な地域で起こる様々な困りごとを解決していくための住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域活動は、ますます重要となっており、住民の主体的な参加、活動をけん引する人材や団体の育成に向けて、町、社会福祉協議会、地域活動団体、サービス提供事業所等、多様な主体が相互に協力し合う必要があります。
- 地域では様々な福祉活動が行われていますが、住民に十分に認知されていない状況にあります。今後、ボランティア活動に参加するために必要な支援や条件について、住民アンケート調査では、「ボランティア活動に関する情報提供」（35.6％）が最も高く、次いで「時間的に負担の少ないボランティア活動の増加」（24.5％）、「体力的に負担の少ないボランティア活動の増加」（24.3％）が上位に挙がっています。

図表 ボランティア活動に参加するための
必要な支援や条件について



各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] (公助)

2-3-1：地域活動の人材育成

地域の健康・福祉の推進のための人材の育成とともに、地域住民の経験や能力の活用を図ります。

また、地域活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

2-3-2：地域福祉を担う人材の発掘

地域での様々な活動や福祉教育機会等を通じて、多様な層の住民に働きかけ、地域活動の新たな担い手を発掘し、地域福祉の活性化を図ります。

また、若い世代や元気な高齢者等、地域活動への意欲はあるものの、これまで参加に結びついていない住民が取り組みやすい機会づくりなどについて検討します。

2-3-3：ボランティア・NPOの育成

生涯学習によるボランティアの育成や、社会福祉協議会によるボランティア情報の提供など、ボランティア・NPOの育成に努めます。

2-3-4：民生委員・児童委員の知識・技術の向上

民生委員児童委員協議会の運営を支援し、地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員・児童委員の知識・技術向上を図り、地域福祉の推進を図ります。

また、近年の様々な制度の変化に柔軟に対応するために、町・関係機関等の情報の提供等、保健福祉の情報共有に努めます。

2-3-5：町の保健福祉活動を支える人材の育成

地域の健康づくり、保健福祉の推進のための人材の育成とともに、住民の経験や能力の活用を図ります。

また、福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

2-3-6：介護人材の育成・確保

介護資格取得支援事業費補助金を交付することで、介護人材の確保と現在、就労している介護職員の資質向上及び離職防止を図り、支援が必要な高齢者に対する介護サービスの提供体制確保のための支援を行います。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。
- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 回覧板、掲示板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域活動の情報共有に努めましょう。
- 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

施策2-4 困りごとを支援につなぐ地域力の向上

[実施方針]

- 見守り・声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域活動へ参加する機会を推進します。
- 身近な地域活動を通じて、地域で困りごとを抱える人々のできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めます。

施策を取り巻く現況

- 地域のつながりを高めるうえでも、住民一人ひとりの声かけやあいさつ等、身近なところからのふれあいや交流を通じて、お互いの顔の見える関係を築いていく必要があります。
- これまで以上に地域福祉への幅広い住民参画と協力を促すためには、関係する組織や団体、機関の交流や連携を強化するなど、互いの専門性や得意分野を生かし、協力して解決する仕組み「地域福祉ネットワーク」の形成が求められます。
- できる限り早い段階から住民の困りごとをサービスや支援につなげていくためにも、身近な地域での活動を通じて把握に努め、支援につなげる体制づくりが求められます。

各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] (公助)

2-4-1：多様な主体による見守り・声かけの推進

住民の福祉のこころ向上のために広報・啓発に取り組むほか、地域の誰もが参加できる「あいさつ」や「声かけ」運動を推進し、地域活動の担い手として活動への参加を促進します。

また、地域活動や民生委員・児童委員による活動等、多様な主体による見守りや声かけを通じて身近な活動から支援を必要とする人の早期把握に努めます。

2-4-2：地域福祉ネットワークの構築

地域において支援の必要な人への見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での地域福祉活動の充実に努め、民生委員・児童委員や地域での福祉活動を通じて、住民の様々な課題を発見、共有できるよう地域に密着した仕組みづくりを進めます。

また、支援の必要な方を専門的な支援へとつなげるため、地域包括支援センターや相談支援事業者、子育て支援センター等との連携強化に努めます。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めましょう。
- 地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 普段から、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。
- 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

基本目標3 “たすけ愛”

共に支えあい住み慣れた地域で、元気に暮らすことができる

施策3-1 包括的・重層的な支援の構築

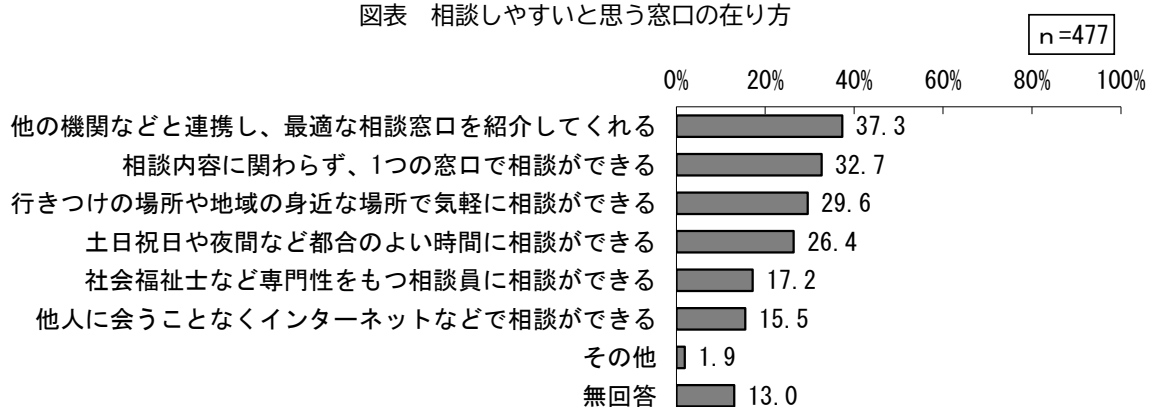
〔実施方針〕

- 複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体（多機関）の連携による、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる包括的・重層的な支援体制を構築します。

施策を取り巻く現況

- 住民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困りごとに対応するためには、介護、保健、医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。
- 相談しやすいと思う窓口について、住民アンケート調査では、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」（37.3%）が最も高く、次いで「相談内容に関わらず、1つの窓口で相談ができる」（32.7%）、「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」（29.6%）が上位に挙がっています。

図表 相談しやすいと思う窓口の在り方



各主体で取り組む地域福祉の推進

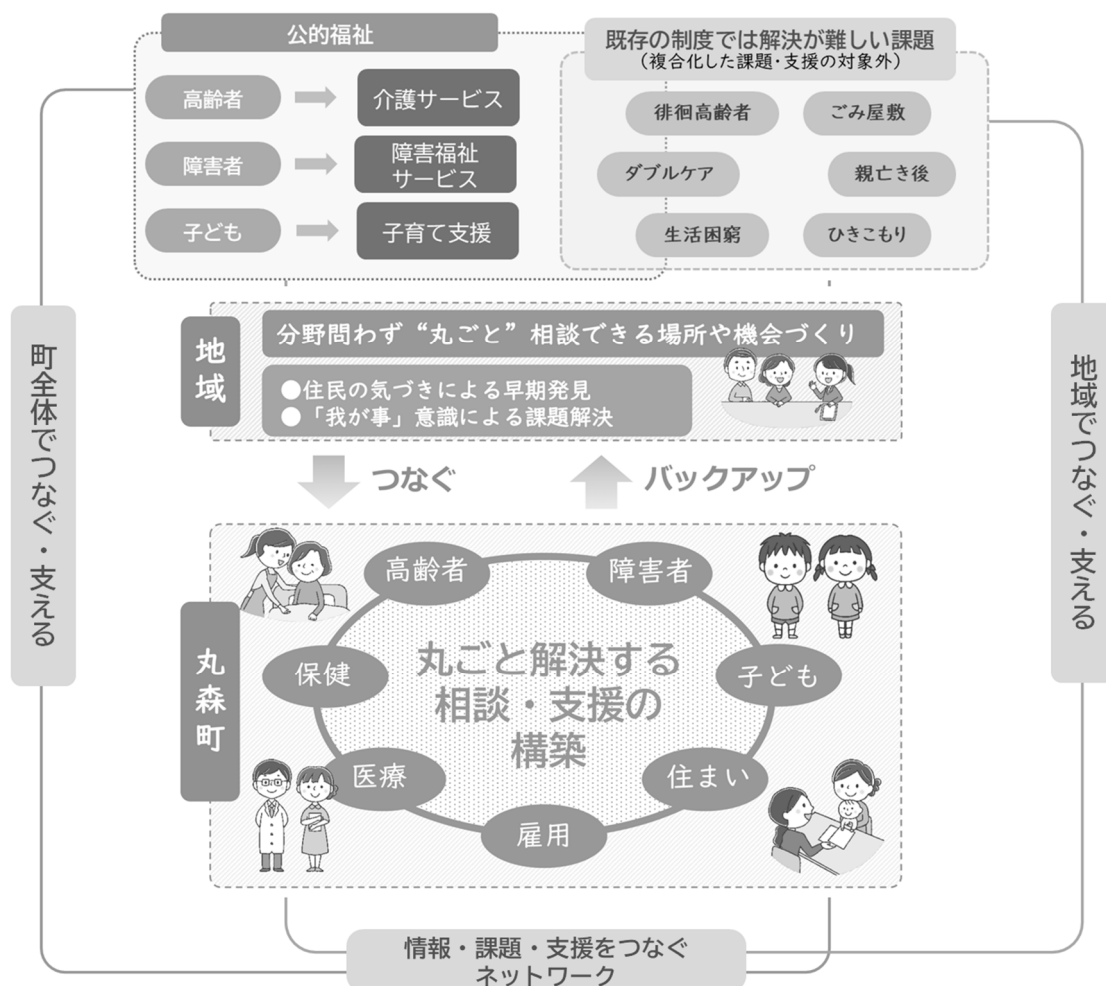
〔 町での取り組み・支援 〕 （公助）

3-1-1：包括的・重層的な支援体制の整備・構築

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを構築します。

また、こうした体制のもとで「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を町全体で一体的に実施し、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができるよう、支援の充実を図ります。

図表 包括的・重層的な支援体制の整備イメージ



① 属性を問わない相談支援

相談支援体制としては、高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている従来の相談窓口を維持しつつ、各相談窓口において、相談者の属性や世代、内容等に関わらず相談できる体制を整備します。

そのため、日頃から相談窓口の周知や手段の多様化を図るなど、利用しやすい環境を整えます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある困りごとへの対応については、必要に応じて適切な相談支援機関と相談内容を共有して課題解決にあたるほか、庁内及び地域包括ケア会議、自立支援協議会等を活用し、多職種連携による課題解決に取り組めます。

② 参加支援

声かけや見守りによる対象者の発見とともに、既存の交流、社会参加に向けた事業や地域を拠点とした交流の場、イベント等を通じて居場所づくりを行い、支援メニューを増やしていくとともに、個別課題の把握や参加の定着、受け入れの支援を行います。

③ 地域づくりに向けた支援

介護予防や子育て支援センター等において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かした多様な交流、居場所づくりを通じて、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。

3-1-2：保健・医療・福祉の連携

高齢者や障害のある人等が身近な地域で生活を送ることができるよう、多職種連携により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医師会や地域の関係機関との連携を進めます。

また、在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、入院・退院支援等、連携のさらなる充実に努めます。

3-1-3：地域包括支援センターの機能強化

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所などの関係機関への支援のさらなる充実に努めます。

3-1-4：地域自立支援協議会の機能強化

各相談機関に寄せられる相談内容について、仙南地域自立支援協議会において地域課題や、今後地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行い、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組めます。

3-1-5：子育て世代包括支援センターの機能強化

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師や助産師等の専門職が各種相談に応じ妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく継続的・包括的に支援を行います。

3-1-6：高齢者への自立支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。

また、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

3-1-7：障害のある人への自立支援

障害のある人が自らの生活の在り方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービスの提供ができる基盤を整備します。

また、施設入所者や退院可能な精神入院患者などが地域生活へ移行できるよう支援体制の整備に努めます。

3-1-8：生活困窮者への支援

生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。

また、関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付や生活支援等により自立を促進します。

3-1-9：不登校・ひきこもりへの支援

いじめ・不登校など、児童生徒の抱える様々な問題や生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置、スクールカウンセラーの派遣など、学校の教育相談体制の充実を図ります。

また、学校生活に困難がある児童生徒への自立支援と居場所づくりのため、「丸森町子どもの心のケアハウス」において、学校や関係機関と連携して児童生徒やその保護者からの相談対応や学習支援、再登校支援などを行います。

そのほか、ひきこもり本人・家族等へは電話・面接・家庭訪問による相談支援を行います。

3-1-10：命を守る自殺対策の推進

早期に自殺のサインに気づき、必要な支援につなげられるよう、住民・関係団体・学校・町職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施するほか、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、ストレス解消法や困難なことへの対処方法等、関連する支援内容やこころの相談の周知により、その対応力向上に努めます。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
- 生活の不安や悩みを一人で抱えず、町や関係機関に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を把握したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へ連絡しましょう。
- 地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなぎましょう。

施策3-2 わかりやすい情報・福祉サービスの提供

[実施方針]

- 住民が自ら必要なサービスや支援を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、サービスの質・量の確保に努めます。

施策を取り巻く現況

- 地域の関係団体が行っている様々な福祉活動や各種福祉サービスに関する情報が、地域住民へ十分に行き届くよう、年齢や家族構成、障害の有無等に関わらず、誰もが必要な情報を得ることができるよう取り組みを進める必要があります。
- 住民が安心して自ら必要なサービスを選択できるよう、サービスや制度に関する情報提供や相談支援に取り組み、支援を必要とする人のサービス利用促進に努める必要があります。
- 利用しやすい各種福祉サービス提供事業所等と連携して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組むとともに、サービスの質・量の確保が求められます。

各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] (公助)

3-2-1：情報提供体制の充実

希望する情報を得る手段は、住民によって異なることを踏まえ、広報紙、ホームページ、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮し、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないように努めます。

また、デジタル技術を活用した情報発信の導入について検討します。

3-2-2：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援機関を通じて、ニーズに応じた情報提供や相談体制を構築するなど、支援を必要とする人のサービス利用の促進に努めます。

3-2-3：サービスの質の向上

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、ケアマネジャー等に対する助言などを継続し、サービスの質の向上を図ります。

3-2-4：高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進

高齢者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、老人クラブへの支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援、認知症サポーターの養成など、高齢者の生きがいづくりや社会参画の促進、安心・快適な暮らしの確保、認知症対策の推進、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

3-2-5：障害児者福祉サービスの利用促進

障害児者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、相談支援のほか、居宅介護や外出支援など、障害児者の自立と社会参加の促進のほか、障害児者を支える障害福祉サービス等の充実に取り組みます。

3-2-6：子ども・子育て支援サービスの利用促進

地域全体で子ども・子育て家庭を支える地域づくりに向けて、家事・育児支援サービス等により子育て家庭の負担軽減に努めるとともに、子育て支援センターにおいて、子育て等に関する相談や子育て中の親と子の交流等の支援を行います。

また、保育所・認定こども園・放課後児童クラブの運営を支援します。

3-2-7：介護や支援を行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障害者の家族等の負担軽減を図るため、相談支援や家族介護交流サロン等の実施を通じて、介護や世話をを行う家族等に対する支援や心身のリフレッシュにつながるよう取り組みます。

[住民・地域で取り組むこと] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
- 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を積極的に入手しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 福祉サービスの利用等について、わからないときは、家族や知人、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。

施策3-3 制度の隙間を埋める支援づくり

〔実施方針〕

- 従来の福祉サービスでは対応しきれず、支援に結びついていない人や、制度の対象となっていない困りごとに対応するため、分野を横断して制度の隙間を埋める総合的な支援づくりに取り組みます。
- 住民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

施策を取り巻く現況

- 特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的な人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していること等が考えられるため、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供するなど、多様な主体との連携がこれまで以上に求められます。
- 多様な福祉ニーズに対応できるよう、公的なサービス（フォーマルサービス）だけでは対応しにくい領域、いわゆる制度の狭間において、NPO 活動等の育成を図り、インフォーマルサービスを育成・振興していく必要があります。

各主体で取り組む地域福祉の推進

〔町での取り組み・支援〕（公助）

3-3-1：サービスや支援の必要な対象者の把握

身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

3-3-2：地域でできる支援の検討

身近な地域での福祉活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援について検討します。

社会的ひきこもりの問題等、複雑化への効果的な対策や支援体制の強化を図ります。

[住民・地域で取り組むこと] （自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を発見したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へつなぎましょう。

施策3-4 成年後見制度の利用促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

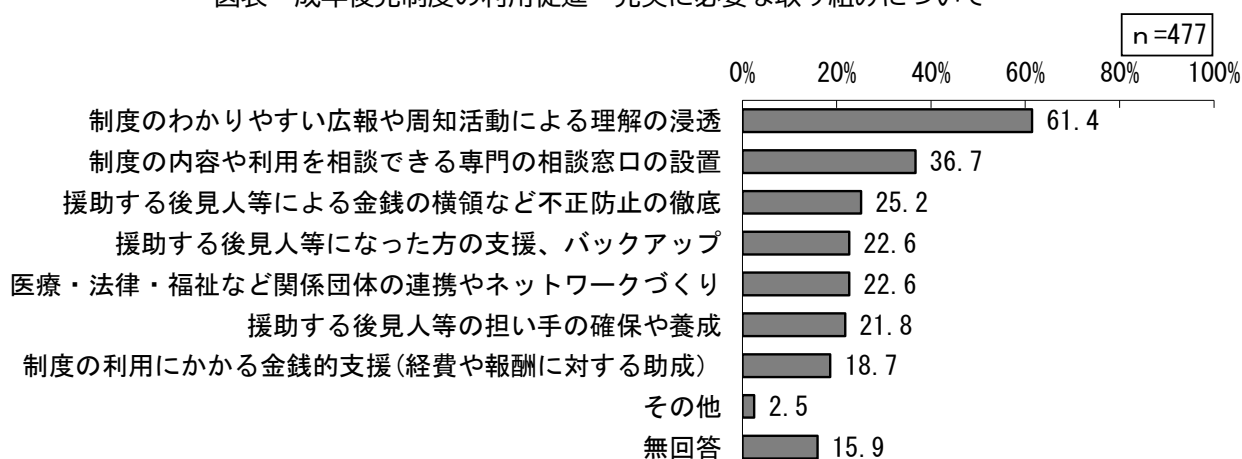
[実施方針]

- すべての住民が生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう、一人ひとりの人権を尊重し、虐待を防止するとともに、早期発見、解決に取り組みます。

施策を取り巻く現況

- 認知症の人の増加や障害のある人の地域生活への移行などに伴い、判断能力が十分でない人の権利を守る制度（権利擁護）に関する法制度の整備が進み、様々な困難を抱える人も地域で生活することが当たり前の社会を形成していくことが重要となっています。
- 虐待については、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、住民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図る必要があります。また、相談支援体制の充実のもとより、その基盤となる関係機関や関係者などとの連携を強化していくことが重要となります。
- 成年後見制度の普及や利用促進については、制度の認知度が低いこともあり、さらなる取り組みが求められます。制度の利用促進・充実を図るために必要だと思うことについて、アンケート調査では、「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」（61.4％）が最も高く、次いで「制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置」（36.7％）、「援助する後見人等による金銭の横領など不正防止の徹底」（25.2％）が上位に挙がっています。

図表 成年後見制度の利用促進・充実に必要な取り組みについて



各主体で取り組む地域福祉の推進

[町での取り組み・支援] (公助)

3-4-1：権利擁護に関する制度の周知と利用促進

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度※、日常生活自立支援事業※（まもりーぶ）の普及に努め、制度を必要とする方の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

※成年後見制度

高齢や障害、認知症などで、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度。

※日常生活自立支援事業

十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的金銭管理等を行う制度。

3-4-2：認知症対策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症予防をはじめ、権利擁護制度の周知や認知症サポーターによる地域の理解の促進、認知症ケアパス※に基づく、早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築に向けて取り組みます。

※認知症ケアパス：

認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

3-4-3：虐待の早期発見・通報体制の強化

地域の見守り活動等を通じて、虐待や暴力に関わる要援護者や権利擁護の必要な住民の早期発見・通報体制を強化します。

また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や住民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

3-4-4：高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化

高齢者や子ども、障害のある人への虐待を防ぎ、早期に発見できるよう、関係機関の連携による対応を図り、虐待の早期発見や適切な対応、一貫した虐待防止の強化に取り組みます。

3-4-5：成年後見制度の利用促進（丸森町成年後見制度利用促進基本計画）

◎ 丸森町成年後見制度利用促進基本計画

本項目における取り組みを、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本基本計画」とします。））として位置付け、次のとおり中核機関の整備・運営を行い、関係機関等による連携体制の強化を図ります。

○ 協議会の設置

成年後見制度の利用促進のために、司法関係者や各種専門職団体、医療・福祉関係者、地域関係団体等が参加する協議会を設置します。

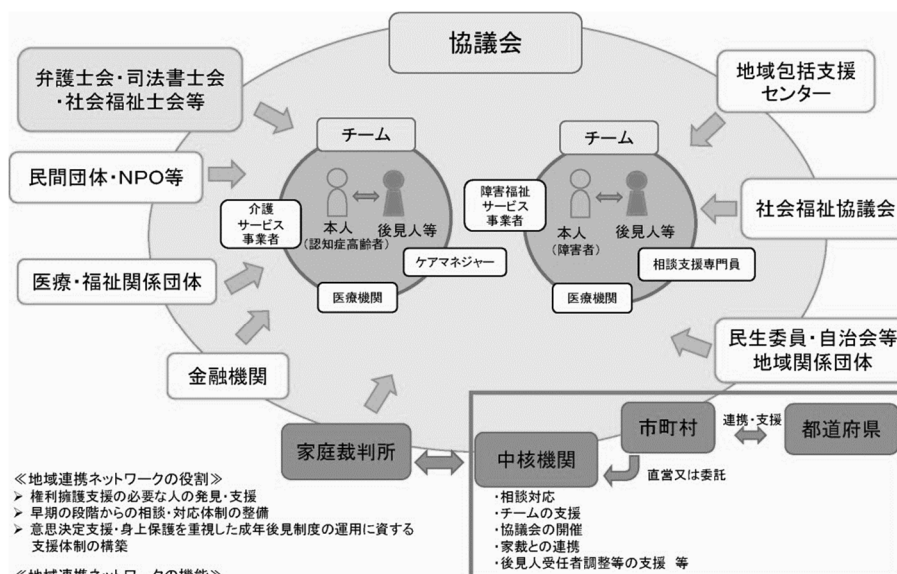
○ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

地域連携ネットワークでは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を実施します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

なお、地域連携ネットワークでは次のような役割を担います。

図表 地域連携ネットワークの役割

内容	具体的な取り組み
広報業務	・制度パンフレット、リーフレットを作成します。 ・住民や関係機関の専門職等に対して出前講座の開催や勉強会を実施します。
相談業務	・各相談窓口を1次相談窓口、権利擁護センター（中核機関）を2次相談窓口とし初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	・成年後見制度申立てに係る書類作成の支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。
不正防止機能	・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築をめざします。

○ 中核機関の設置・機能強化

成年後見制度利用促進の中核機関となる権利擁護センターを設置し、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターとしての役割を担うなど、機能強化を図ります。

また、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、地域に身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について検討します。

○ 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

○ 成年後見制度の利用支援

・町長申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

・費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

[住民・地域で取り組むこと] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、役場などの関係機関に速やかに通報しましょう。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「住民」、「地域」、「関係機関」、「町」、「社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

そのため、基本理念である「安心して住めるまるもり“まもり愛”良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”家族と地域の“たすけ愛”」の実現に向けて計画的に取り組めます。

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、町だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって推進していく必要があります。

そのため、本計画で示した基本理念や取り組みについて、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進

(1) 町・住民・事業者等の協働による推進

計画を推進していくためには、町をはじめ、住民、事業者等との協働が必要不可欠となります。そのため、住民や活動団体・組織と連携・協働を図りながら、本計画の施策・事業を展開します。

なお、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対し、町内では解決が困難な自立支援、生活課題への対応については、広域圏で連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組めます。

(2) 社会福祉協議会との連携

各地区で行われている様々な福祉活動に対して、町は「地域福祉計画」に、町社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として組織されている町社会福祉協議会との連携を強化し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図ります。

(3) 庁内での推進

本計画は、多岐にわたる分野の施策・事業を一体的に推進していくことが必要となります。そのため、地域福祉に関わる課題等を庁内関係課と共有するとともに、課題解決に向けて、分野を横断した連携を図ります。

また、保健福祉の分野別計画や関係諸計画の推進・見直しの際は、本計画との整合性を確保しつつ、各計画の施策・事業を推進します。

3 計画の進捗の確認

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向を見極めながら、計画の実施状況の点検や課題整理、解決方策等の検討を進め、住民・社会福祉協議会・町とともに、計画の進捗確認を行います。

なお、計画の進行管理・点検については、PDCA サイクルに基づいて実施します。

資料編

資料編

資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和4年 2月28日～3月25日	地域福祉に関するアンケート調査（町民）
令和4年6月20日	丸森町地域福祉計画策定委員会設置要綱 施行
令和4年8月～9月	地域福祉に関するヒアリング調査（民生委員・児童委員）
令和4年8月8日 (丸森町役場)	第1回丸森町地域福祉計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選任 ・委員会の進め方について ・丸森町地域福祉計画の策定について ・地域福祉に関する町民アンケート調査の報告について
令和4年9月	地域福祉に関するヒアリング調査（各種団体）
令和4年9月	庁内 地域福祉施策事業・取り組み状況調査
令和4年10月28日 (丸森町役場)	第2回丸森町地域福祉計画策定委員会 ・第2期丸森町地域福祉計画（案）の現況報告と計画骨子案について
令和4年12月22日 (丸森町役場)	第3回丸森町地域福祉計画策定委員会 ・第2期丸森町地域福祉計画（案）について
令和5年2月8日 (丸森まちづくりセンター)	第4回丸森町地域福祉計画策定委員会 ・第2期丸森町地域福祉計画（案）について
令和5年2月28日	地域福祉計画（案）に関するパブリックコメント（意見公募）の実施（町ホームページに掲載、本庁での自由閲覧 令和5年3月10日まで）
令和5年3月14日	第5回丸森町地域福祉計画策定委員会 ・第2期丸森町地域福祉計画最終案について

資料2 策定組織

1 丸森町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本町における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、丸森町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画案の町長への報告に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定に当たり必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉等関係者
- (3) 住民自治組織の関係者
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長の選出前の会議は、町長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月20日から施行する。

2 丸森町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和4年8月8日～令和5年3月31日

(順不同)

No.	氏 名	所属団体等	備考
1	佐 藤 勝 彦	丸森町手をつなぐ親の会 会長	
2	小 川 喜美子	丸森町民生委員児童委員協議会 会長	
3	森 浩	社会福祉法人 丸森町社会福祉協議会 会長	委員長
4	増 田 泰	社会福祉法人 はらから福祉会 共同生活援助部 部長 丸森ホームたてやまはらからの家 管理者	
5	新 野 義 人	社会福祉法人 ウェルフェア仙台 理事長 特別養護老人ホーム 仙南ジェロントピア 施設長	
6	大 友 正 隆	丸森町国民健康保険 丸森病院 院長	
7	岡 崎 俊 範	丸森地区協議会 会長	
8	板 橋 茂	金山自治会 会長	
9	庄 司 一 郎	一般社団法人 筆甫地区振興連絡協議会 会長	
10	矢 吹 仁一郎	大内地区協議会 会長	
11	戸 村 哲 夫	小斎振興協議会 会長	
12	川 村 賢 司	舘矢間地区協議会 会長	副委員長
13	中 村 次 男	大張自治運営協議会 会長	
14	谷 津 利 明	耕野振興会 会長	

資料3 用語説明

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●インフォーマルサービス

法律や制度に則らないサービスです。例として、NPO法人やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域の助け合い活動なども含まれます。

か行

●介護保険

介護が必要な方（要支援者・要介護者）に介護費用の一部を給付する制度です。寝たきり・認知症などの高齢者が増加する中、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行されました。

●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為です。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

●共生型サービス

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の規定に基づき、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスのことです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動することです。一般的な概念ではありませんが、本計画では、町民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップの在り方を表現する概念として用いています。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

●権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送るうえで必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のことです。具体的には認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。

●高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合です。高齢化率が7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会と呼んでいます。

●子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する拠点です。母子保健施策と子育て支援施策について専門機関が連携し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、総合的な支援を行います。

さ行

●在宅医療

在宅で行う医療のことです。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。

●自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織です。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担います。

●市民後見人

一般市民による成年後見人です。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人のことです。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織です。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等があります。

●社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムなどが盛り込まれています。

●障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害を有する人に対して発行される手帳の総称です。（※各手帳の詳細は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各用語説明を参照）

●食生活改善推進員

「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通した健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体です。

子どもから高齢者を対象に適切な食生活の大切さを広く普及するために、町や地域の関係団体と連携し様々な活動を行っています。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき、身体障害があると判定された人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

●スクールカウンセラー

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職のことです。

●スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

●生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

●制度の狭間

地域の中で悩みや課題を抱えているものの、国や県、市町村等が実施する制度の枠組みでは対応が難しい状態のことです。

●成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度のことです。

●成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

た行

●ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のことです。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれます。

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられています。

●地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）のことです。自治会・町内会等もこれに含まれます。

●地域福祉活動計画

地域福祉計画との整合を図りながら、地域住民、福祉等の関係団体等が参画して策定する民間レベルでの活動計画です。

●地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市区町村が設置しています。地域包括支援センターでは、地域住民の身近な窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が連携して、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」などが行われています。

●地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築のため、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みです。

●チーム（成年後見）

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で、日常的に本人を見守る体制をつくり、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みのことです。

●町長申立て（町長による後見人選任の申立）

身寄りがいないなどの理由で、申立をする方がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

な行

●日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

●認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態です。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などがあります。

●認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人のことです。

●認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設のことです。

●ネットワーク

一般的には、網目状の構造とその機能を意味しますが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いることが多く、地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）などを指すものとして使われています。

は行

●バリアフリー

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味で用いられます。

●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と定義されています。

●避難支援体制

災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときに、高齢者や障害者など、何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりのことです。

●福祉協力員

同じ地域で暮らす住民として、見守りや声掛けなどを行う「地域住民相互の支え合い」を進める活動を目的とした制度であり、行政運営推進委員及び民生委員・児童委員の方々に社会福祉協議会会長が委嘱しています。

●放課後児童クラブ

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

●法定後見人

判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、家庭裁判所によって選任された後見人のことです。

●保健推進員

町長から委嘱を受け、町が実施する保健事業への協力や自主的な活動等を通して、地域住民の健康増進のために活動している人のことです。

●ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のことです。

ま行

●民生委員・児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭など、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対し、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人のことで、民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）で、児童委員は児童委員法（昭和22年法律第164号）で定められており、厚生労働大臣から委嘱を受けた人が民生委員となり、児童委員を兼務します。

や行

●ヤングケアラー

病気や障害のある家族・親族の介護・面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかった子どもたちのことです。

●要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のことです。

●要配慮者

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことです。要配慮者のうち、災害時の避難等で特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

ら行

●療育手帳

知的障害者に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により判定が行われ、その結果に基づき交付決定されます。

英数字

●DV

ドメスティック・バイオレンスの略称です。広い意味では家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者など）への虐待や暴力、一般的には夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のことです。

●NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のことです。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

●PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結びつけます。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のことです。

第2期丸森町地域福祉計画

発 行：令和5年3月

発行者：宮城県丸森町（保健福祉課）

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

TEL：0224-72-2115 FAX：0224-87-7189(直通)

町ホームページ：<https://www.town.marumori.miyagi.jp/>



宮城県 丸森町